

# 南風原町一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)

平成 31 年 1 月



南風原町



## はじめに

近年、地球温暖化をはじめ、環境問題への取り組みがますます重要となる中で、廃棄物処理問題も私たちの生活に直結する重要な問題であり、私たち一人ひとりが真摯に取り組んでいかなければなりません。

わが国では、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等様々な法整備を進め、循環型社会の実現に向けて、廃棄物を“不要なもの”から“循環資源”としてその再生利用（リサイクル）やごみの発生抑制に対する取り組みを積極的に行っています。

南風原町においても、生ごみの飼料・堆肥化、廃食油のバイオマス燃料化や、那覇市と構成する那覇市・南風原町環境施設組合において、焼却灰のスラグ生成等さまざまな再生利用（リサイクル）に取り組んできました。

今回中間年を機に、計画策定後5年の取り組みの評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況を踏まえ廃棄物処理の現状から新たな減量目標値を設定し基本計画の見直しを行いました。ごみ処理については、適正処理とともに、不要なものは断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、再利用（リユース）、修理する（リペア）、再資源化（リサイクル）のいわゆる5Rを引き続き推進する「南風原町一般廃棄物処理基本計画」としています。生活排水処理については、公共用水域の保全を目的に、公共下水道や農業集落排水施設の整備推進や合併処理浄化槽への切り替えを促進していきます。

本計画の着実な実施には、行政・町民・事業者の協働参画による取り組みが重要となります。南風原町におけるこれまでの取り組みを継続的に実施しつつ、本計画に記載したごみや生活排水への取り組みを3者の協働により積極的に推進していくものとします。

なお、本計画の改定に当たっては、「南風原町廃棄物減量等推進審議会」においてご審議をいただき、各委員の方々から貴重なご意見、ご提言をいただき、本計画の内容へ反映させております。また、今後、本計画の遂行の参考とさせていただくものとしております。



## 《 目 次 》

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
2. 計画目標年度	2
第2章 ごみ処理基本計画	3
1. 現状の分析	3
2. ごみ処理の実績	9
3. ごみ処理の課題	17
4. ごみ排出量の設定	20
5. ごみ処理基本方針	24
6. ごみの減量化目標	25
7. ごみ処理計画	28
第3章 生活排水処理基本計画	34
1. 生活排水処理体制	34
2. 生活排水処理の実績	38
3. 生活排水処理の課題	41
4. 生活排水処理基本方針	43
5. 生活排水処理人口及び処理量の見込み	44
6. 生活排水処理計画	46



# 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

## 1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき策定するもので、町が計画的かつ適正に一般廃棄物の処理を行うための基本となる計画です。

本計画では、南風原町全域を対象とするとともに、那覇市・南風原町環境施設組合管内の那覇市のごみ処理計画等の枠組みも踏まえたものとしています。

なお、一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、収集・運搬等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されています。また、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

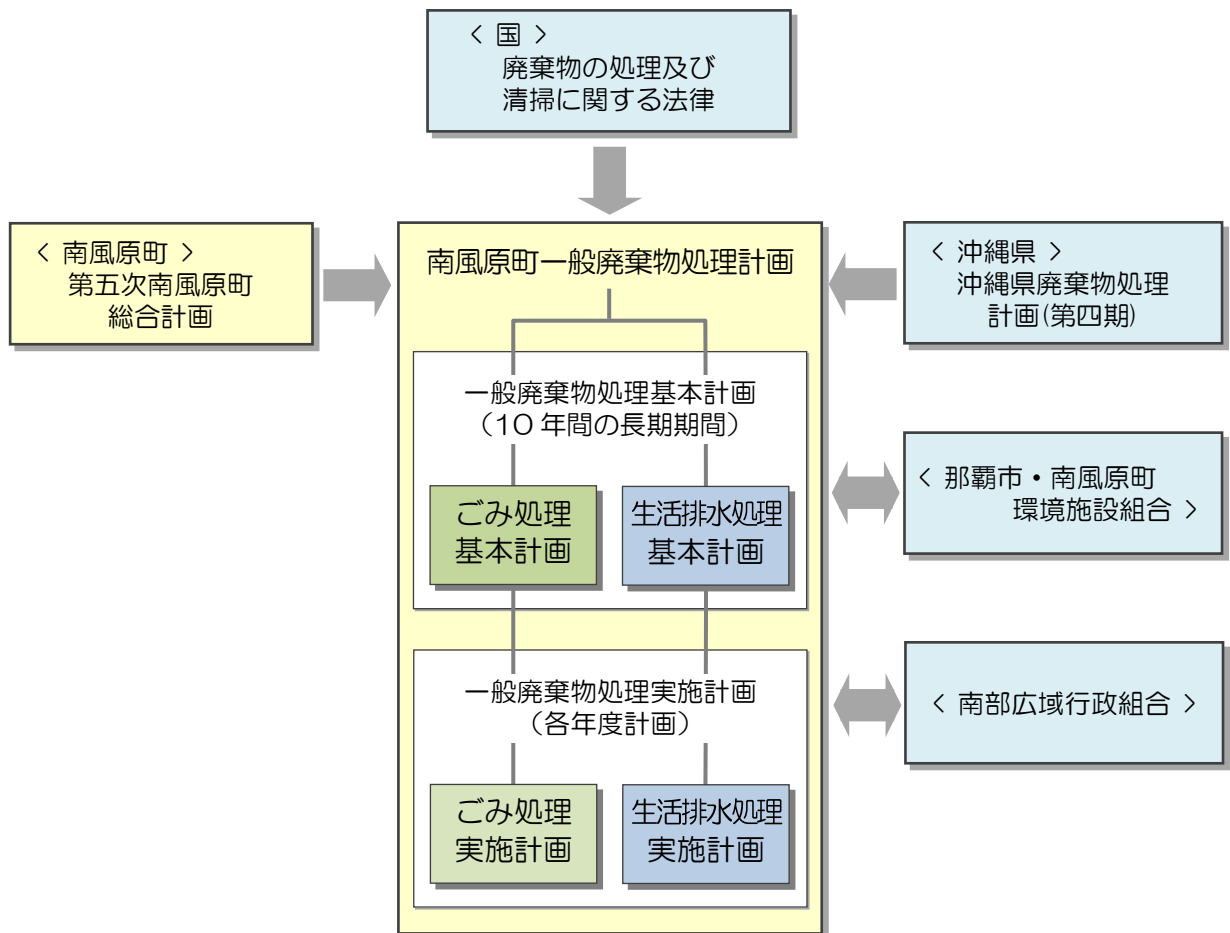


図 1.1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ及び構成

## 2. 計画目標年度

平成 26 年度を初年度とした現行計画は、10 年後の平成 35 年度を目標年度とし、平成 30 年度に計画の見直しを予定して策定されました。

今回、策定時からこれまでの評価を行うとともに、社会的情勢の変化を勘案して見直しを実施するもので、新たに改訂された計画は平成 31 年度から平成 35 年度を計画期間とします。

なお、計画期間において、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行うものとします。

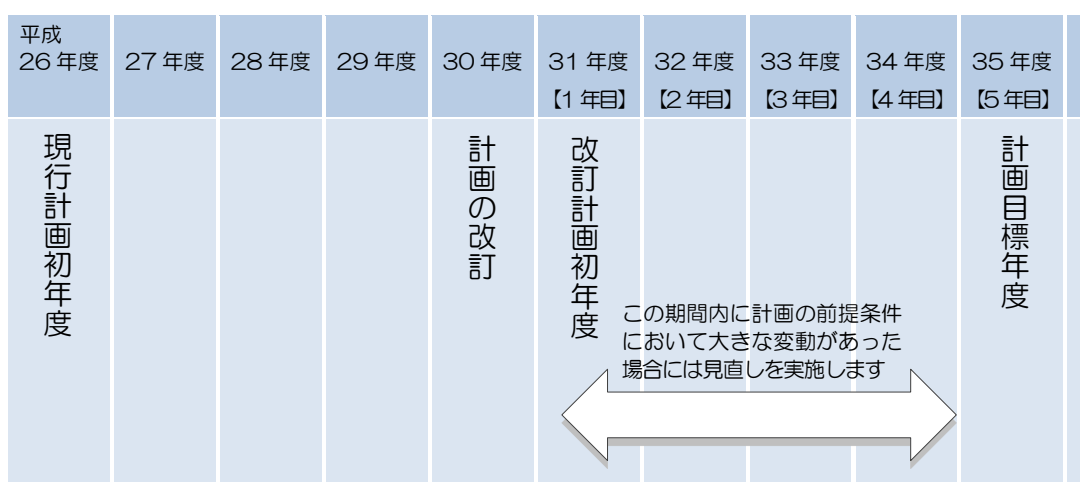


図 1.2 一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度



## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. 現状の分析

#### (1) ごみ処理体制

本町のごみ処理体制は図 2.1 に示すとおりとなっています。

収集・運搬については委託業者及び許可業者によって行われています。

中間処理については那覇市・南風原町環境施設組合及び委託業者で行っており、那覇市・南風原町環境施設組合の「那覇・南風原クリーンセンター」では焼却飛灰・焼却灰からスラグ・メタルを生成し、委託業者においては生ごみ・食品残渣等、廃食油、アルミ缶等の資源化等を行っています。

最終処分については、那覇市・南風原町環境施設組合の「那覇エコアイランド」において焼却飛灰、溶融飛灰の埋立を行っています。

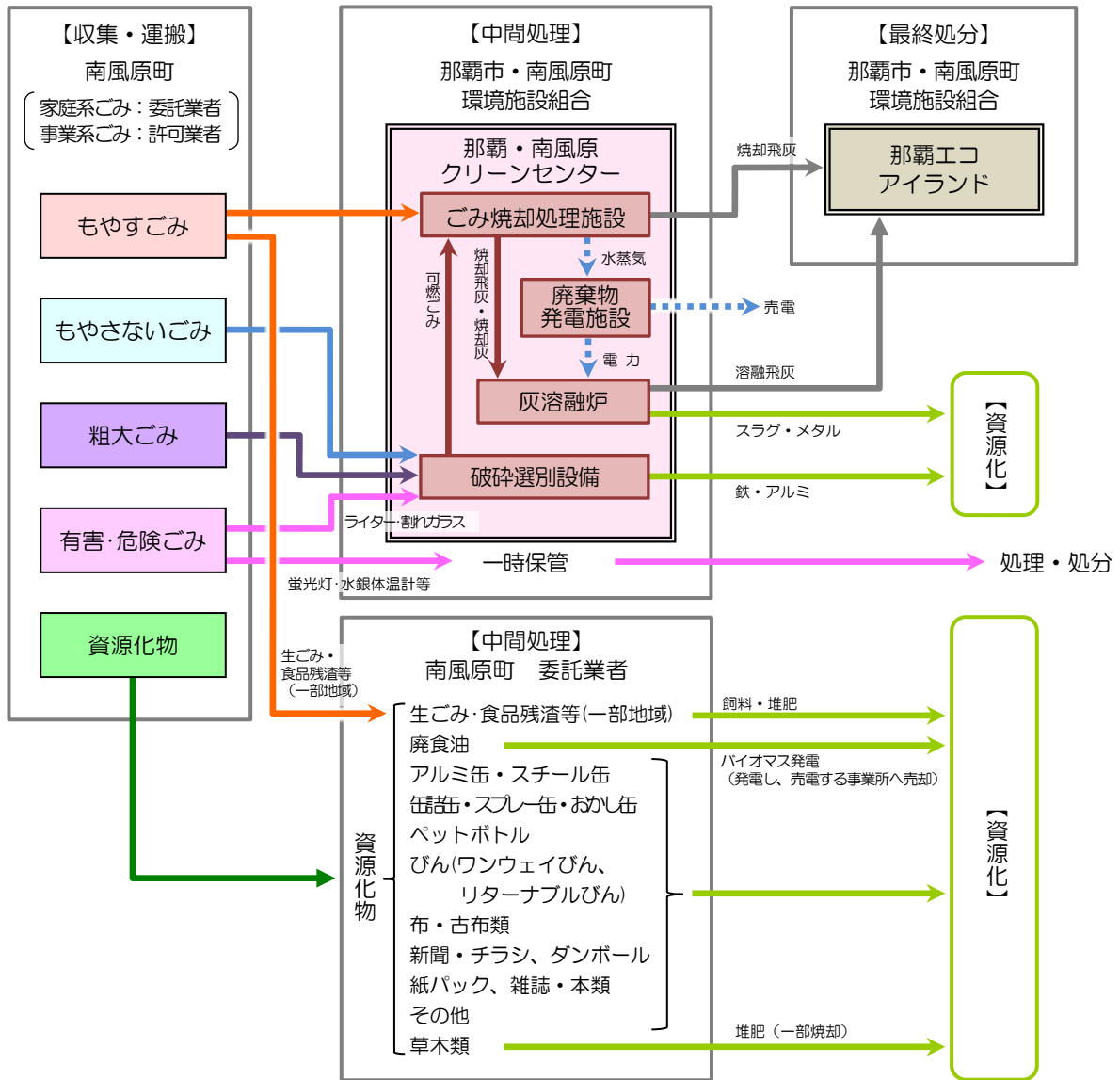


図 2.1 南風原町のごみ処理体制



(3) 収集・運搬体制

本町のごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される家庭系ごみは委託業者によって行われ、事業所等より排出される事業系ごみは自己搬入または許可業者によって行われています。

① 収集区域

本町には自家処理区域はなく、全域が収集区域となっています。

表 2.1 南風原町の収集区域

区域名	対象地域
A 区域	大名、新川、北丘ハイツ、東新川
B 区域	与那覇、宮城、宮平の国道329号北側
C 区域	宮平の一部、兼城の国道329号北側
D 区域	与那覇、宮平、宮平ハイツ、兼城の一部国道329号南側
E 区域	兼城の一部、兼本ハイツ、本部、第二団地、津嘉山一部
F 区域	照屋、喜屋武、神里、第一団地
G 区域	津嘉山の県道128号線北側
H 区域	津嘉山の県道128号線南側、山川



資料：南風原町住民環境課（H30.7より）

図 2.3 南風原町の収集区域

## ② 収集方式

本町の収集運搬方法と収集頻度を表 2.2 に示します。

本町の家庭系ごみは、町から委託を受けた収集・運搬業者が収集しています。ごみは種類別に下表に定められた収集日に収集しています。「粗大ごみ」については電話等で申し込みを行い、粗大ごみ処理券を購入し、処理券が張り付けられたものを収集しています。

一戸世帯は門口、共同住宅等は敷地内の指定された場所から収集しています。

事業系ごみ（一般廃棄物）については許可業者が有料（契約）で収集・運搬を行い、家庭から排出される一時多量ごみについては、自己搬入または有料で許可業者が収集・運搬を行います。

表 2.2 収集運搬方法と収集頻度

区分	ごみの種類	収集形態	収集回数	収集方法
家庭系ごみ	もやすごみ	委託	2回/週	門口収集方式等
	もやさないごみ 有害・危険ごみ	委託	第2・4 水曜日	
	粗大ごみ	委託	金曜日(申込制)	
	資源化物（紙、布、カン、廃食油、 びん、ペットボトル）	委託	1回/週	
	（草木）	委託	第1・3・5 水曜日	
	（一部地域の生ごみ・ 食品残渣等）	委託	月～土	指定場所
事業系ごみ	もやすごみ	許可業者	随時	各契約による
	資源化物			

## (4) 中間処理体制

南風原町及び那覇市のごみの中間処理を行っている那覇市・南風原町環境施設組合の「那覇・南風原クリーンセンター（ごみ焼却処理施設、廃棄物発電施設、灰溶融炉、破碎選別設備）」は南風原町に所在しています。

那覇・南風原クリーンセンター内には、もやすごみを焼却処理するごみ焼却処理施設、焼却処理工程から発生する熱によって発電を行う廃棄物発電施設、ごみの焼却処

理によって発生した焼却飛灰・焼却灰を再資源化する灰溶融炉、もやさないごみ、粗大ごみ及び一部の有害・危険ごみを破碎し、資源物である鉄、アルミを選別する破碎選別設備等が整備されています。

以下に那覇・南風原クリーンセンターの各施設の概要を示します。



写真：那覇・南風原クリーンセンターパンフレット

写真 2.1 那覇市・南風原町環境施設組合  
那覇・南風原クリーンセンター

表2.3 那覇・南風原クリーンセンターの概要

施設名称		那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター
所在地		島尻郡南風原町字新川650番地
竣工		平成18年 3月
ごみ 処理 施設 焼却	焼却能力	450t/日(150t/日×3炉)
	炉形式	燃焼式ストーカ炉
廃棄物 発電 施設	発電容量	8,000kw
灰溶 融炉	処理能力	52t/日(26t/日×2炉)
破碎選 別設備	破碎能力	39t/5h (もやさないごみ：33t/5h、粗大ごみ：6t/5h)

### (5) 最終処分体制

南風原町及び那覇市のごみの最終処分を行っている那覇市・南風原町環境施設組合の一般廃棄物海面最終処分場の「那覇エコアイランド」は那覇市に所在しています。

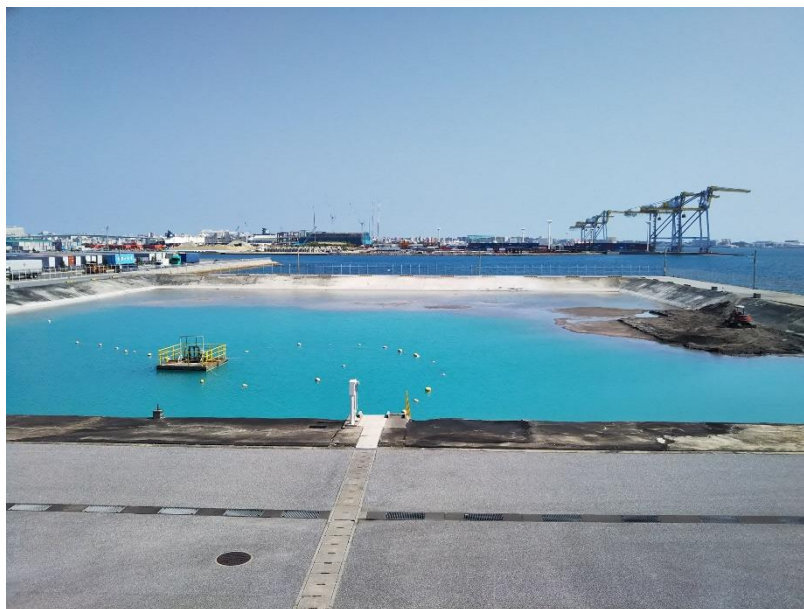


写真 2.2 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド

表2.4 那覇エコアイランドの概要

施設名称	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	
所在地	那覇市港町4丁目3番6の地先	
竣工	平成19年 3月	
埋立容量	107,000m <sup>3</sup>	
埋立対象物	焼却飛灰、溶融飛灰	
施余水処理	処理方式	流入調整+第1凝集沈殿処理（カルシウム凝集）+生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）+第2凝集沈殿処理+高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）+消毒放流設備
	処理能力	90m <sup>3</sup> /日

## 2. ごみ処理の実績

### (1) ごみ処理状況

#### ① ごみの総排出量

平成 29 年度における南風原町のごみの総排出量は 10,886 トンであり、1 人 1 日当たりのごみ排出量に換算すると 777 グラムとなります。この量は那覇市及び沖縄県平均と比較すると低い数値となっています。

直近 6 年間（平成 24 年度～29 年度）の推移で見ると、家庭系ごみ量及び事業系ごみ量ともに増加傾向がみられます。

表 2.5 南風原町のごみの総排出量の推移

項目 年 度	人 口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
		総排出量	家庭系ごみ量	事業系ごみ量	南風原町	<参考> 那覇市	<参考> 沖縄県平均
平成 24 年度	35,954	10,034 (100%)	6,759 (67.4%)	3,275 (32.6%)	765	850	853
平成 25 年度	36,401	10,125 (100%)	6,731 (66.5%)	3,394 (33.5%)	762	840	830
平成 26 年度	36,970	10,475 (100%)	6,929 (66.1%)	3,546 (33.9%)	776	846	844
平成 27 年度	37,307	10,463 (100%)	6,858 (65.5%)	3,605 (34.5%)	766	848	841
平成 28 年度	37,679	10,636 (100%)	7,016 (66.0%)	3,620 (34.0%)	773	865	854
平成 29 年度	38,366	10,886 (100%)	7,160 (65.8%)	3,726 (34.2%)	777	871	—

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

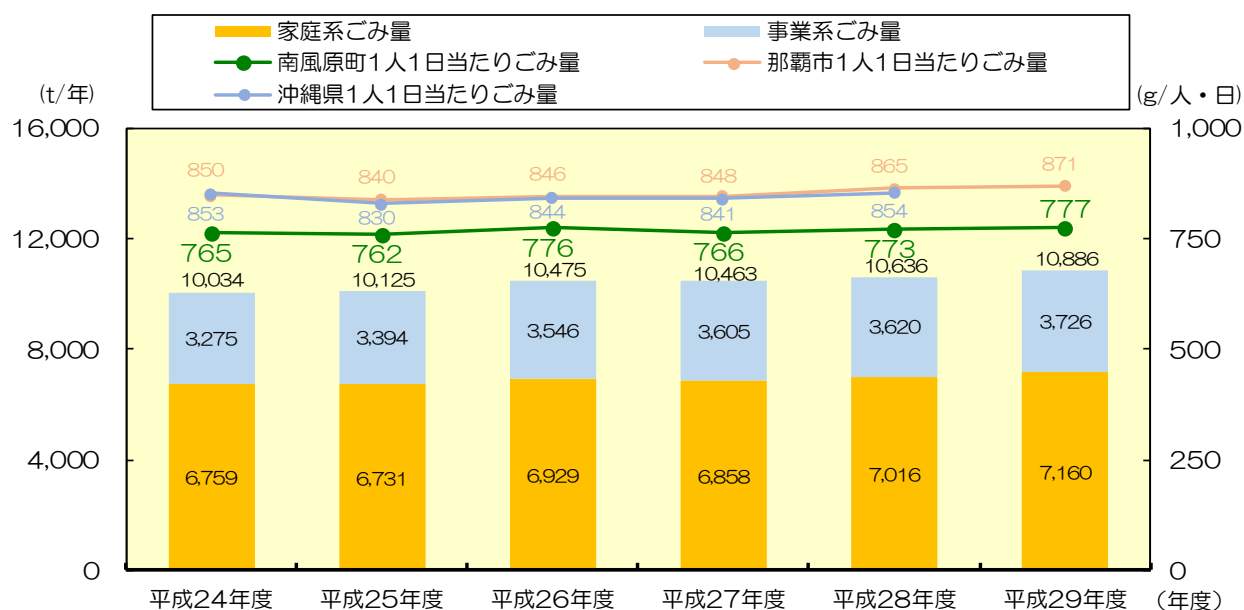


図 2.4 南風原町のごみの総排出量の推移

② ごみの種類別排出量

本町における家庭系ごみの種類別排出量の推移を表 2.6 及び図 2.5 に示します。

平成 29 年度の割合では、もやすごみが 75.2%と最も多く、次いで資源化物の 17.2%の順となっています。

直近 6 年間（平成 24 年度～29 年度）の推移でみると、家庭系ごみの排出量は増加傾向がみられます。

表 2.6 南風原町の家庭系ごみの種類別排出量の推移

年 度	品 目	もやすごみ (t/年)	もやさない ごみ (t/年)	資源化物 (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	集団回収 (t/年)	合 計 (t/年)
平成 24 年度		5,101 (75.5%)	146 (2.2%)	1,145 (16.9%)	1 (0.0%)	137 (2.0%)	229 (3.4%)	6,759 (100%)
平成 25 年度		5,116 (76.0%)	144 (2.1%)	1,065 (15.8%)	0 (0.0%)	135 (2.0%)	271 (4.0%)	6,731 (100%)
平成 26 年度		5,227 (75.4%)	141 (2.0%)	1,172 (16.9%)	0 (0.0%)	143 (2.1%)	246 (3.6%)	6,929 (100%)
平成 27 年度		5,195 (75.8%)	143 (2.1%)	1,142 (16.7%)	0 (0.0%)	155 (2.3%)	223 (3.3%)	6,858 (100%)
平成 28 年度		5,289 (75.4%)	146 (2.1%)	1,231 (17.5%)	2 (0.0%)	156 (2.2%)	192 (2.7%)	7,016 (100%)
平成 29 年度		5,383 (75.2%)	172 (2.4%)	1,234 (17.2%)	0 (0.0%)	157 (2.2%)	214 (3.0%)	7,160 (100%)

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

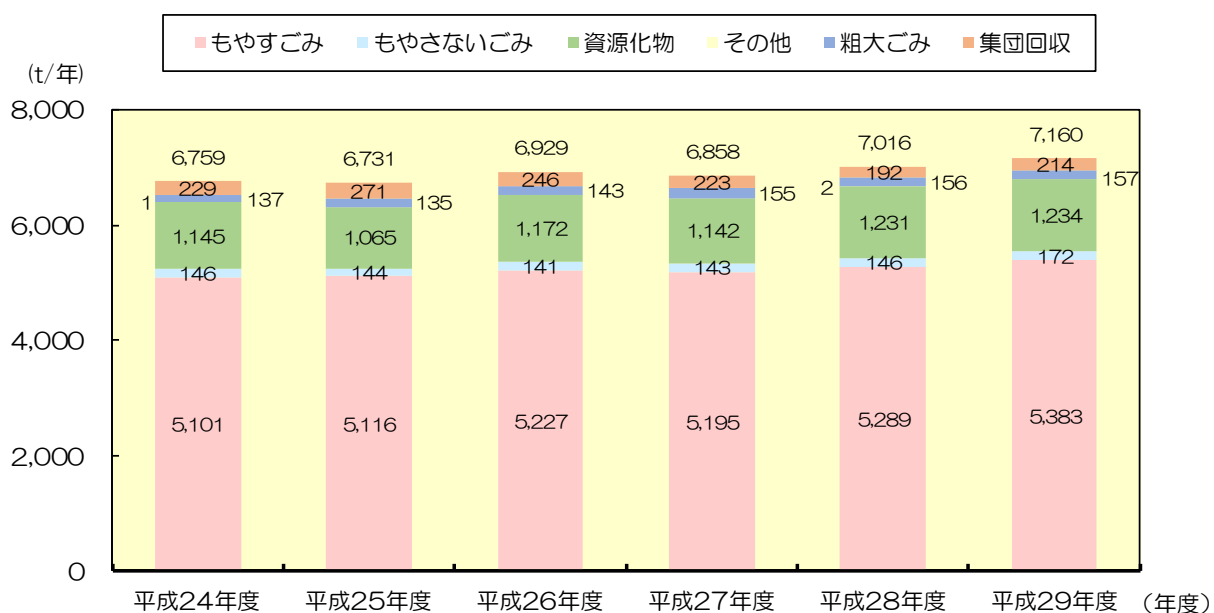


図 2.5 南風原町の家庭系ごみの種類別排出量の推移



本町における事業系ごみの種類別排出量の推移を表 2.7 及び図 2.6 に示します。

平成 29 年度の割合では、もやすごみが 91.1%と最も多く、次いで資源化物の 7.7%の順となっており、家庭系ごみと比較すると、もやすごみの割合が高く、資源化物の割合が低くなっています。

直近 6 年間（平成 24 年度～29 年度）の推移でみると、事業系ごみの排出量は増加傾向がみられます。

表 2.7 南風原町の事業系ごみの種類別排出量の推移

年 度	品 目	もやすごみ (t/年)	もやさない ごみ (t/年)	資源化物 (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合 計 (t/年)
平成 24 年度		2,909 (88.8%)	13 (0.4%)	353 (10.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3,275 (100%)
平成 25 年度		3,057 (90.1%)	0 (0.0%)	337 (9.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3,394 (100%)
平成 26 年度		3,253 (91.7%)	0 (0.0%)	291 (8.2%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	3,546 (100%)
平成 27 年度		3,283 (91.1%)	0 (0.0%)	322 (8.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3,605 (100%)
平成 28 年度		3,310 (91.4%)	0 (0.0%)	289 (8.0%)	0 (0.0%)	21 (0.6%)	3,620 (100%)
平成 29 年度		3,395 (91.1%)	0 (0.0%)	288 (7.7%)	0 (0.0%)	43 (1.2%)	3,726 (100%)

※平成 26 年 4 月以降、事業系一般廃棄物は「もやすごみ」「資源化物」のみの収集である。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

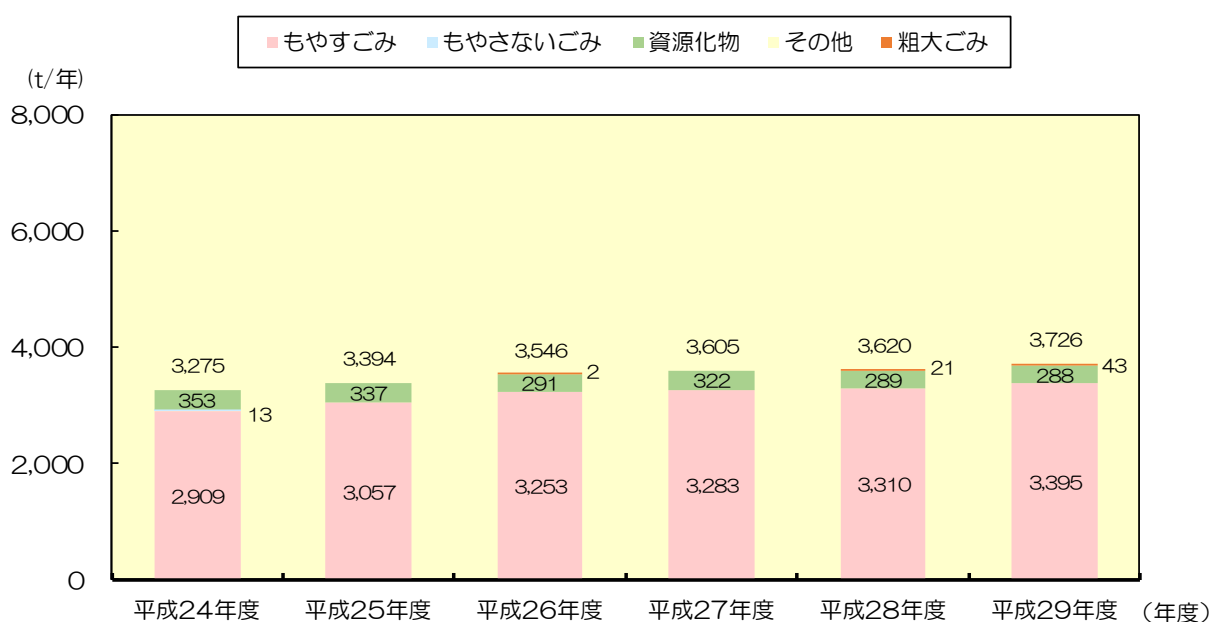


図 2.6 南風原町の事業系ごみの種類別排出量の推移

### ③ ごみの処理状況

本町におけるごみの処理状況の推移を表 2.8 及び図 2.7 に示します。

平成 29 年度の割合では、直接焼却による処理が 85.9%、焼却以外の中間処理量が 14.1%となっています。

直近 6 年間（平成 24 年度～29 年度）の推移で見ると、直接焼却量は増加傾向が、焼却以外の中間処理量は減少傾向がみられます。

表 2.8 南風原町のごみの処理状況の推移

処理内容 年 度	直接焼却量 (t/年)	焼却以外の 中間処理量 (t/年)	総処理量 (t/年)
平成 24 年度	8,222 (82.1%)	1,796 (17.9%)	10,018 (100%)
平成 25 年度	8,376 (83.3%)	1,684 (16.7%)	10,060 (100%)
平成 26 年度	8,683 (83.2%)	1,749 (16.8%)	10,432 (100%)
平成 27 年度	8,707 (83.4%)	1,735 (16.6%)	10,442 (100%)
平成 28 年度	8,827 (85.7%)	1,476 (14.3%)	10,303 (100%)
平成 29 年度	9,049 (85.9%)	1,487 (14.1%)	10,536 (100%)

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

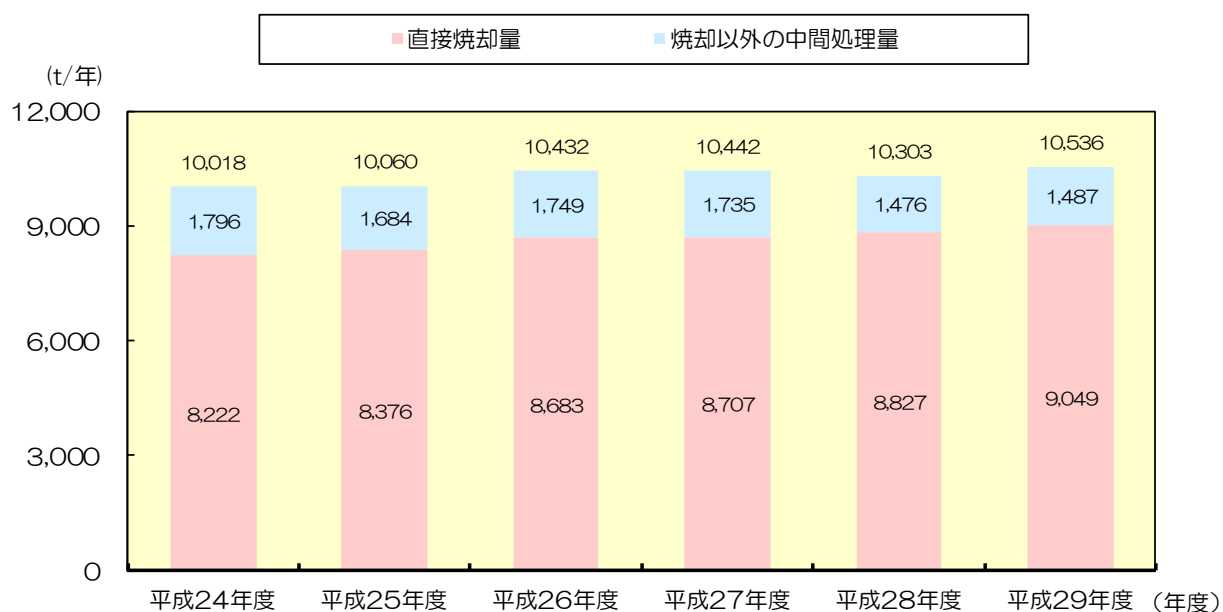


図 2.7 南風原町のごみの処理状況の推移

#### ④ ごみの資源化量

本町におけるごみの資源化量の推移を表 2.9 及び図 2.8 に示します。

直近 6 年間（平成 24 年度～平成 29 年度）における資源化量は、特にペットボトルの増加が著しく、資源化率については概ね横ばいで推移しています。

表 2.9 南風原町のごみの資源化量の推移

品目 年度	紙類・紙パック (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペットボトル (t/年)	布類 (t/年)	肥料・飼料 (t/年)	溶融スラグ (t/年)	廃食用油 (t/年)	その他 <sup>※2</sup> (t/年)	合計 (t/年)	資源化率 (%) <sup>※1</sup>
平成24年度	352 (17.3%)	278 (13.7%)	275 (13.5%)	82 (4.0%)	54 (2.7%)	767 (37.8%)	199 (9.8%)	20 (1.0%)	4 (0.2%)	2,031 (100%)	20.2
平成25年度	416 (17.8%)	309 (13.2%)	272 (11.6%)	87 (3.7%)	44 (1.9%)	662 (28.3%)	533 (22.8%)	18 (0.8%)	1 (0.0%)	2,342 (100%)	23.1
平成26年度	383 (17.1%)	289 (12.9%)	269 (12.0%)	90 (4.0%)	32 (1.4%)	758 (33.8%)	406 (18.1%)	15 (0.7%)	1 (0.0%)	2,243 (100%)	21.4
平成27年度	363 (16.9%)	291 (13.6%)	278 (13.0%)	92 (4.3%)	46 (2.1%)	711 (33.2%)	353 (16.5%)	9 (0.4%)	0 (0.0%)	2,143 (100%)	20.5
平成28年度	331 (15.9%)	303 (14.5%)	251 (12.2%)	104 (5.0%)	41 (2.0%)	270 (12.9%)	228 (10.9%)	26 (1.2%)	528 (25.3%)	2,085 (100%)	19.6
平成29年度	357 (15.0%)	298 (12.5%)	256 (10.8%)	115 (4.8%)	46 (1.9%)	794 (33.4%)	478 (20.1%)	23 (1.0%)	9 (0.4%)	2,376 (100%)	21.8

※1 資源化率は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の和をごみ処理量と集団回収量の和で除した値である。

※2 草木類の資源化量は「その他」に含む。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

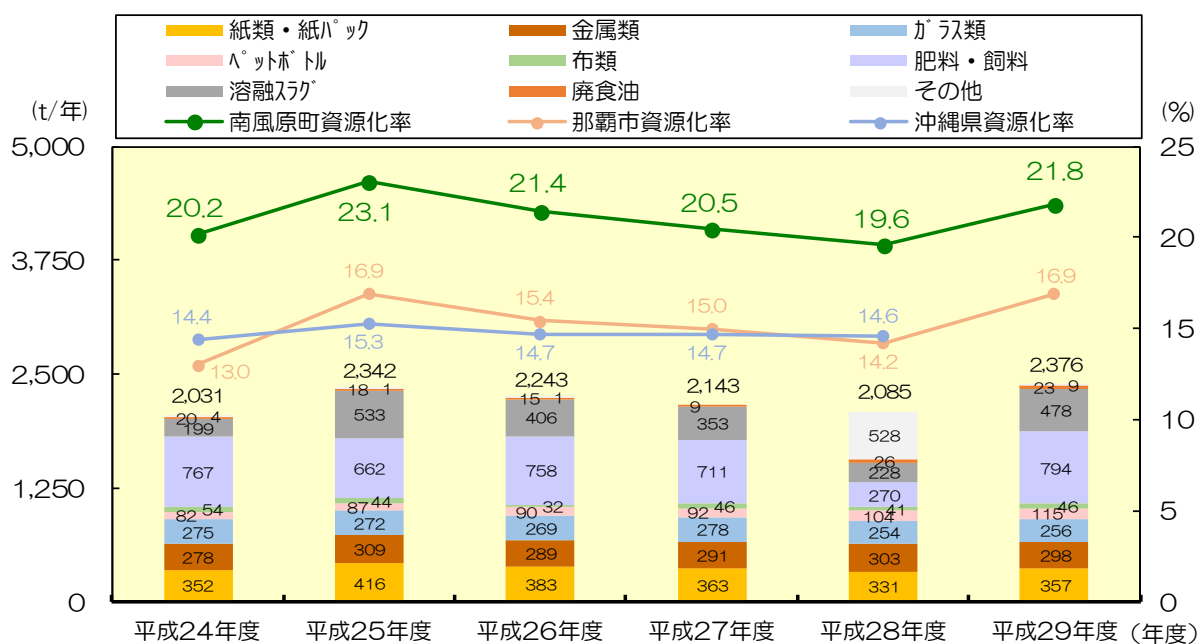


図 2.8 南風原町のごみの資源化量の推移

⑤ ごみの最終処分量の推移

本町におけるごみの最終処分量の推移を表 2.10 及び図 2.9 に示します。

最終処分の対象品目は、ごみの焼却処理及び溶融処理を行う際に発生する飛灰となっています。

直近 6 年間（平成 24 年度～平成 29 年度）における最終処分量は全体的に増加傾向がみられます。

表 2.10 南風原町のごみの最終処分量の推移

年 度	処理内容 焼却残渣量※1 (t/年)	合 計 (t/年)
平成 24 年度	342	342
平成 25 年度	349	349
平成 26 年度	398	398
平成 27 年度	372	372
平成 28 年度	397	397
平成 29 年度	381	381

※1 焼却残渣量とは、焼却飛灰及び溶融飛灰である。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

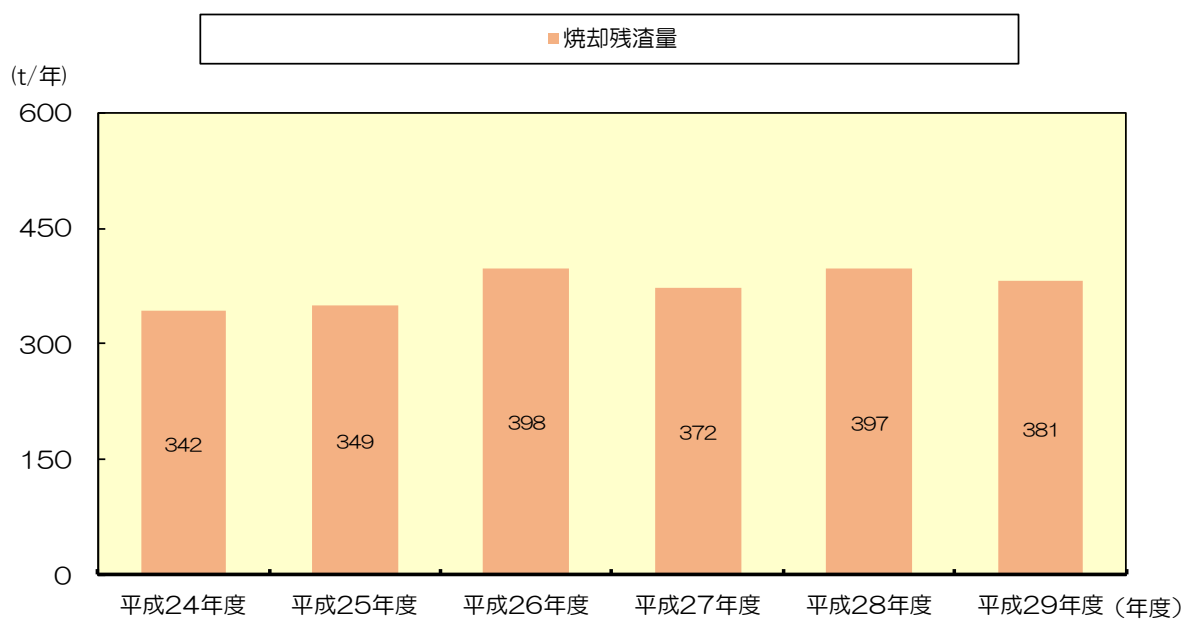


図 2.9 南風原町のごみの最終処分量の推移

(2) ごみ減量化目標値の達成状況

現行計画の目標値に対する達成状況を表 2.11 に示します。

近隣市や県と比較すると、1 人 1 日当たりごみ排出量は少なく、再生利用率は高い値で推移していますが、計画目標年度である平成 35 年度における目標値はいずれも達成できない見込みとなっています。

表 2.11 ごみの減量化目標値の達成状況

	単位	実績値		目標値	考察	達成状況
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度		
1 人 1 日当たり ごみ排出量	g/人・日	765	777	712	近隣市や県と比較しても 1 人 1 日当たりごみ排出量は少ない状況ですが、概ね横ばいで推移しており、目標達成は困難な状況です。	×
再生利用率	%	20.2	21.8	26.0	資源ごみの分別を徹底していますが、目標達成は困難な状況です。	×

○：達成できる、△：計画どおり、×：達成が困難

(3) 計画・施策の実施状況

現行計画において設定されている計画・施策の実施状況を表 2.12 に示します。各施策は実施しているものの部分的であるため、継続して実施していく必要があります。

表 2.12 計画・施策の実施状況

計画・施策		施策内容	実施状況
排出抑制計画	生ごみ・食品残渣等の発生抑制	食べ残しや賞味期限切れの廃棄食品の発生抑制	○
		排出前の十分な水切りの促進	
		広報紙やホームページへの継続的な掲載	
	環境学習の継続	小学生を対象とした環境学習の取り組みの継続的な支援	○
	事業系ごみの発生抑制	生ごみ処理容器・処理機の助成制度の周知	△
		大型資源化施設の整備及び資源化業者との連携の検討	
他自治体との連携強化	情報交換や連携を通じた今後の取り組みの検討	△	
収集・運搬計画	資源物の抜き取り防止	アルミ缶や生きびん・紙類等の抜き取り防止	△
	ごみ排出困難者の対応	高齢者や障がい者等ごみの分別・排出が困難な住民に対する収集体制の検討	△
	予測に基づく対応の検討	社会情勢や生活スタイルの変化のより、増加が予想される品目の現状把握と今後の対応の検討	△
	在宅医療廃棄物の対応	在宅医療廃棄物の収集・運搬について、医療関係機関との協議・検討	△
中間処理計画	もやすごみの処理	那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターにおける処理の継続	○
	もやさないごみ・粗大ごみ及び有害・危険ごみの処理	那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターにおける処理の継続	○
	資源ごみの処理	草木類：たい肥化	△
		生ごみ・食品残渣等：飼料及びたい肥化	
		廃食油：生成したバイオディーゼル燃料を資源化物回収車両やバイオディーゼル燃料施設で利用	
生ごみ・食品残渣等やビニール等を再生燃料として資源化の検討			
	これまで破砕・焼却等の処理を行っていた品目の資源化の検討		
分最計終画処	適切な維持管理	那覇市・南風原町環境施設組合の那覇エコアイランドの基幹改良や更新等の十分な検討	○
の大規棄模物災害処理時	災害廃棄物の処理等の検討	災害廃棄物処理の基本的な考え方と内容の検討	△

○：実施した、△：部分的に実施した、×：実施していない

### 3. ごみ処理の課題

本町においては、分別排出の徹底や生ごみ・食品残渣等の資源化のほか、様々な排出抑制に取り組んでいるところですが、直近 6 年間のごみ排出量は増加し続けており、1 人 1 日当たりごみ排出量も増加傾向にあります。今後もこれまで以上に町民・事業者に対して意識啓発を推進し、排出抑制への協力を求めていきますが、特に事業系ごみの増加率が高いため対策が必要です。

また、収集・運搬については、一部でごみの分別が不十分であったり、個人による資源化物の「抜き取り」が見受けられ、抜き取り防止の強化や分別の徹底を推進する必要があります。さらに今後は在宅医療廃棄物や、高齢や障がい等でごみの分別・排出が困難な住民の現状を把握するとともに、ペットボトルの著しい増加等、社会情勢や生活スタイルの変化に伴って対策を検討していく必要があります。

#### 排出抑制に関する課題

- 排出抑制に対する意識啓発活動をさらに推進する必要がある。
- 環境教育をさらに推進する必要がある。
- マイバグの普及をさらに推進する必要がある。
- 過剰包装による包装廃棄物の発生抑制をさらに推進する必要がある。
- **多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力をさらに推進する必要がある。【強化】**
- 適宜手数料の適正化を検討する必要がある。
- 家具等は修理、再使用し、安易にごみとして排出しないよう意識啓発を促す必要がある。

#### 収集・運搬に関する課題

- 分別排出の徹底を推進する必要がある。
- 排出日・排出時間の厳守徹底をさらに推進する必要がある。
- 集合住宅（アパート等）への排出ルール遵守に対する啓発を行う必要がある。
- 暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある。
- 野良ネコ等によるごみの散乱対策を啓発する必要がある。
- ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である。
- **資源ごみ（アルミ缶等）の抜き取り防止をさらに強化する必要がある。【強化】**
- 状況に対応し、分別種類を増やす（見直す）必要がある。
- 収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）をさらに推進する必要がある。
- 在宅医療廃棄物の収集・運搬について、関係機関と協議していく必要がある。
- **高齢者や障がい者等のごみ排出時の支援拡大について今後検討する必要がある。【強化】**
- 事業者へ分別排出の徹底に対するさらなる啓発を行う必要がある。
- 適正処理困難物の回収ルートを確認する必要がある。
- **排出されるごみの種類等に伴い、収集区域やルートの見直しを検討する必要がある。【新規】**

本町においては発生抑制と同様に、さらなるごみの資源化を行う必要があります。また、現状を正確に把握したうえで、資源化の検討を進めていきます。

#### 資源化に関する課題

- 生ごみ・食品残渣等の資源化をさらに推進する必要がある。
- 生ごみ処理容器・処理機の助成に対する広報を強化する必要がある。
- **草木類の堆肥化について見直しを検討する必要がある。【見直し】**
- 廃食油のリサイクルをさらに推進する必要がある。
- 資源化物の自主回収（集団回収、店頭回収等）をさらに推進する必要がある。
- 再使用（リユース）やごみに関する情報発信拠点を整備する必要がある。
- 資源化対象品目の見直し、追加等を行う必要がある。
- 効率的な資源化を行うため収集方法の見直しを検討する必要がある。
- 溶融スラグ、メタル等のよりさらなる有効利用を図る必要がある。
- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
- **小型家電の資源化ルートについて検討する必要がある。【新規】**

本町におけるごみの中間処理及び最終処分は、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンター及び那覇エコアイランドにおいて処理・処分を行っています。

これらの施設は、稼働から12～13年が経過しており、現在のところ耐用年数に余裕がありますが、施設の計画から建設まで長期間を要することから、現有施設の基幹改良や更新等について、前もって十分な検討を進めていく必要があります。

#### 中間処理に関する課題

- ごみ処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- 焼却施設からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- ごみ処理コスト（燃料、電気使用量）をさらに低減する必要がある。
- 中間処理施設による処理不適物（産業廃棄物等）の混入を防ぐよう指導する必要がある。
- 施設の適正な維持管理を継続しつつ、基幹改良等の検討を行っていく必要がある。

#### 最終処分に関する課題

- 資源化による最終処分量の軽減を推進する必要がある。
- 最終処分場の適正維持・管理により長寿命化を推進しつつ、施設の更新について検討する必要がある。
- 残余容量の適正な管理を行っていく必要がある。



本町では不法投棄を防止するために看板等の設置や広報等による意識啓発を行っていますが、山間部等人目につきにくい場所に粗大ごみや廃家電等の不法投棄が散見されます。

不法投棄された廃棄物は景観の悪化や土壌汚染も懸念されるほか、回収作業に多大な労力を要します。

今後も、パトロールや看板設置等の不法投棄対策を継続しつつ、より効果的な不法投棄対策を検討していく必要があります。

#### 不法投棄に関する課題

- 不法投棄頻出箇所のパトロールをさらに強化する必要がある。
- 不法投棄頻出箇所への看板等の設置をさらに推進する必要がある。
- 不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）を推進する必要がある。
- 不法投棄頻出箇所へ、監視カメラの設置を検討する必要がある。
- 他市町村の事例を参考にしながら効果的な不法投棄対策の検討を行う必要がある。

本町において大規模な地震災害や水害が発生した場合、日常発生する廃棄物に加え大量の災害廃棄物が発生し、処理に時間がかかると腐敗性廃棄物による悪臭やハエの発生等衛生上影響が生じる事態が想定されます。

災害時の廃棄物処理については、南風原町地域防災計画に基づき適正かつ迅速な処理について検討していく必要があり、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を進める必要があります。

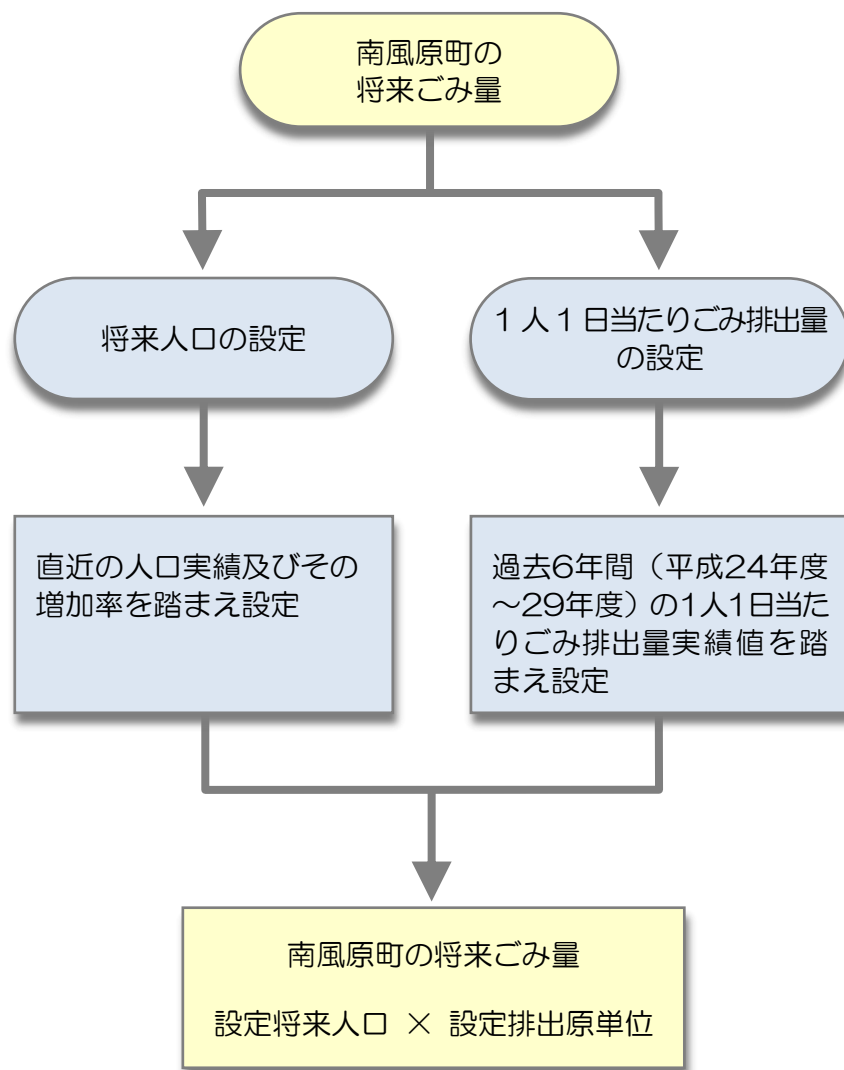
#### 災害時の廃棄物処理に関する課題

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 災害廃棄物の一時仮置き場を確保する必要がある。
- より具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討していく必要がある。【強化】

#### 4. ごみ排出量の設定

##### (1) 将来ごみ量の設定フロー

将来ごみ量の設定に当たっては下記フローに従い、南風原町の将来ごみ量について予測を行います。



※1 「1人1日当たりごみ排出量」は「排出原単位」ともいう。

図 2.10 南風原町の将来ごみ量の設定フロー図

(2) 将来人口の設定

本町の将来人口については、直近の人口実績及びその増加率を踏まえ設定します。平成30年度の実績人口39,048人を基に、そこから一定の割合で増加するものとして設定します。

表 2.13 南風原町の将来人口の設定

年 度	人口実績値 (人)	直近の人口増加率をふまえた人口設定値 (人)
人口実績値※1	平成19年度	34,014
	平成20年度	34,319
	平成21年度	34,713
	平成22年度	35,008
	平成23年度	35,469
	平成24年度	35,954
	平成25年度	36,401
	平成26年度	36,970
	平成27年度	37,307
	平成28年度	37,679
	平成29年度	38,366
平成30年度	39,048	
人口設定値	平成31年度	39,742
	平成32年度	40,448
	平成33年度	41,167
	平成34年度	41,899
	平成35年度	42,644

※1 人口実績値：南風原町資料

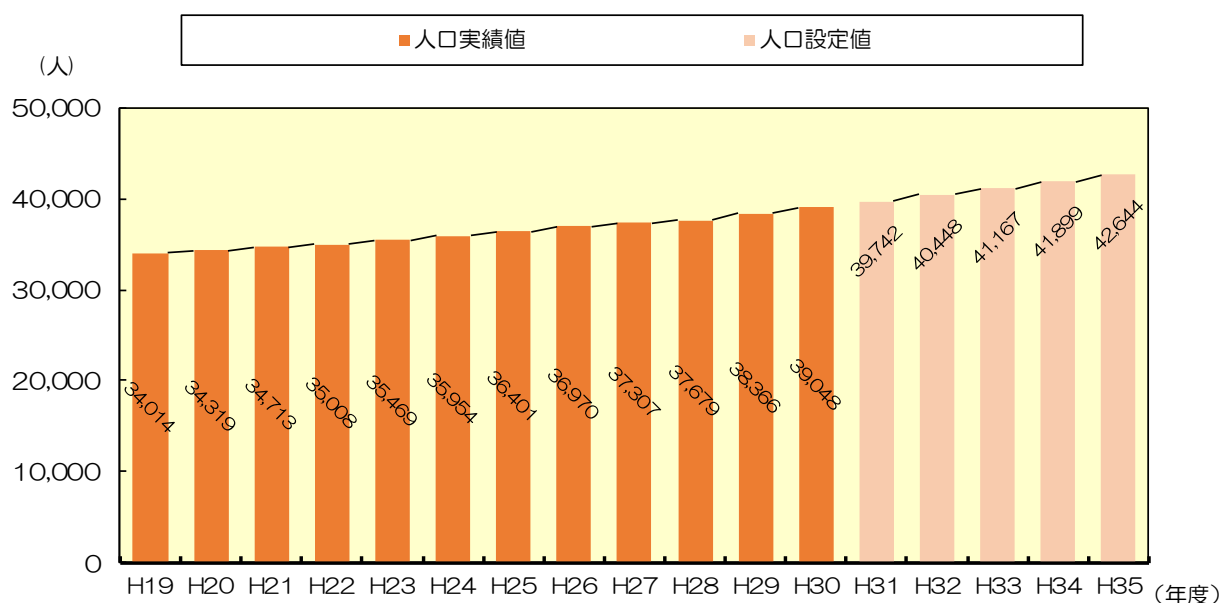


図 2.11 南風原町の将来人口の設定

(3) 1人1日当たりごみ排出量の設定

本町の1人1日当たりごみ排出量の設定については、直近6年間（平成24年度～平成29年度）の実績値から、増加傾向が続くことも想定されますが、ここでは平成29年度の実績値777グラムを維持するものと設定します。

表 2.14 南風原町の1人1日当たりごみ排出量の設定

年 度		1人1日当たりごみ排出量実績値 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量設定値 (g/人・日)
排出原単位実績値※1	平成19年度	741	
	平成20年度	709	
	平成21年度	735	
	平成22年度	740	
	平成23年度	749	
	平成24年度	765	
	平成25年度	762	
	平成26年度	776	
	平成27年度	766	
	平成28年度	773	
	平成29年度	777	
排出原単位設定値	平成30年度		777
	平成31年度		777
	平成32年度		777
	平成33年度		777
	平成34年度		777
	平成35年度		777

※1 排出原単位実績値：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

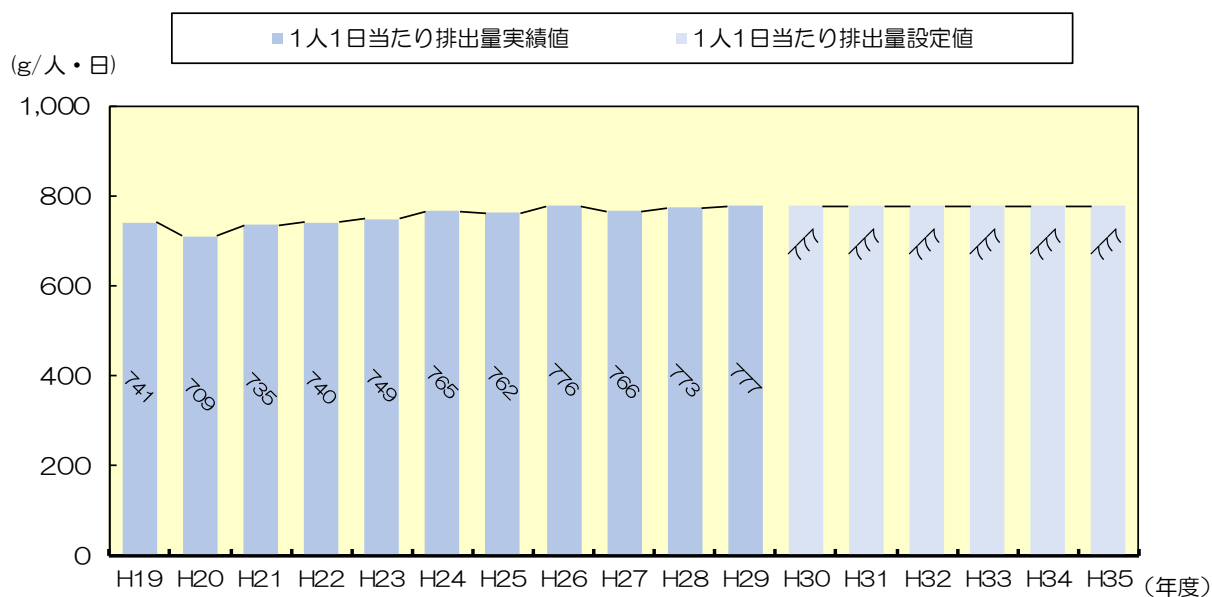


図 2.12 南風原町の1人1日当たりごみ排出量の設定

(4) 将来ごみ排出量の予測

南風原町の将来人口及び1人1日当たりごみ排出量の設定値を基に将来ごみ排出量の算定を行った結果、ごみ量は人口増加に伴い平成35年度まで年々増加する結果となります。

表 2.15 南風原町の将来ごみ排出量の予測

年度	人口 (計画収集人口) (人)	ごみ排出量		
		1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	年間ごみ排出量 (t/年)	
実績値※1	平成19年度	34,014	741	9,221
	平成20年度	34,319	709	8,881
	平成21年度	34,713	735	9,311
	平成22年度	35,008	740	9,456
	平成23年度	35,469	749	9,728
	平成24年度	35,954	765	10,034
	平成25年度	36,401	762	10,125
	平成26年度	36,970	776	10,475
	平成27年度	37,307	766	10,463
	平成28年度	37,679	773	10,636
	平成29年度	38,366	777	10,886
予測値※2	平成30年度	39,048	777	11,074
	平成31年度	39,742	777	11,302
	平成32年度	40,448	777	11,471
	平成33年度	41,167	777	11,675
	平成34年度	41,899	777	11,883
	平成35年度	42,644	777	12,127

※1 実績値：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

※2 平成30年度の人口は実績値

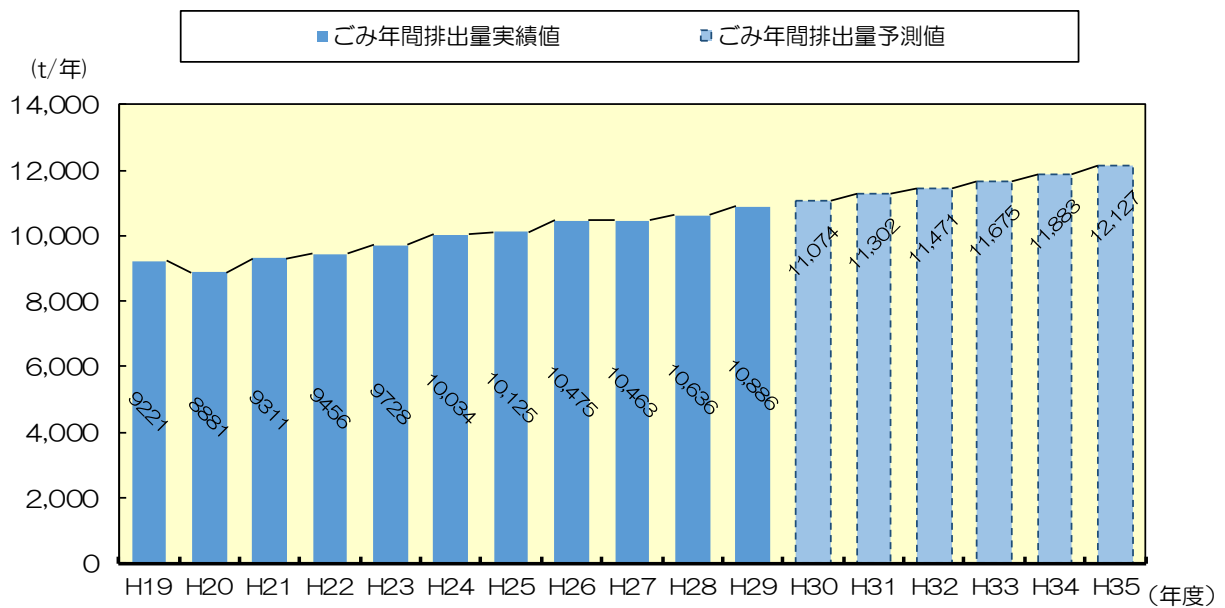


図 2.13 南風原町の将来ごみ排出量の予測

## 5. ごみ処理基本方針

本町におけるごみの排出量（排出原単位）の値は、県内他市町村と比較すると低く、資源化率は高い値で推移していますが、さらなるごみの減量に取り組み、町、町民、事業者の協働によるごみの排出抑制・減量化及び循環型社会の形成を目指します。

ごみ減量に関して町民の意見やアイデアを積極的に取り入れ、また、事業者と連携し資源化の拡大を図り、南風原町を一般廃棄物処理の先進地域として県内外に広くアピールしていくために5つの行動理念（5R リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減らす、リユース：再利用する、リペア：修理する、リサイクル：再資源化する）を掲げ、次の5項目を基本方針とします。

### 南風原町のごみ処理に関する基本方針

- ① 町における方策の推進
- ② 町民によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ③ 事業者によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ④ 再利用の促進及び再生品の利用促進
- ⑤ ごみ減量・資源化の啓発活動の充実

## 6. ごみの減量化目標

減量化目標値については、国や沖縄県の減量化目標値を参考に設定します。

### (1) 国の減量化目標値

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号、平成 28 年改正）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

	平成 24 年度 実績値 <sup>※1</sup>	→	平成 32 年度 目標値
排出量	45 百万トン/年 (964 g/人・日)	→	平成 24 年度比 約 12%削減
再生利用率	9.3 百万トン/年 (排出量に対して 21%)	→	排出量比 約 27%に増加
最終処分量	4.7 百万トン/年 (排出量に対して 10.4%)	→	平成 24 年度比 約 14%削減

※1 平成 24 年度実績値における（ ）の数値は環境省は表示していないが、平成 32 年度目標値と比較しやすいように算出し表示している。  
また、実績値は百万トンで四捨五入し、割合はトンで算出し表示している。

### (2) 沖縄県の減量化目標値

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 3 月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

	平成 25 年度 実績値	→	平成 32 年度 目標値
排出量	436 千トン/年 (830g/人・日)	→	425 千トン/年 (809 g/人・日)
再生利用率	67 千トン/年 (排出量に対して 15%)	→	94 千トン/年 (排出量に対して約 22%)
最終処分量	26 千トン/年 (排出量に対して 6%)	→	21 千トン/年 (排出量に対して約 5%)

### (3) 南風原町の減量化目標値

本町のごみの減量化目標値の設定に当たっては、那覇市・南風原町環境施設組合や国、沖縄県の減量化目標値を踏まえて設定します。

排出量の目標としては、平成 29 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の実績値 777 グラムに対し、平成 35 年度において約 5%減量し 738 グラムとします。

再生利用率の目標としては、平成 29 年度の再生利用率実績値 21.8%に対し、平成 35 年度目標値を 23%に設定します。

【南風原町の一般廃棄物の減量化目標値】			
	平成 29 年度 実績値	→	平成 35 年度 目標値
排出量	1 人 1 日当たりごみ排出量 777g/人・日	→	1 人 1 日当たりごみ排出量 738g/人・日 (平成 29 年度比 5%減量)
再生利用率※1	排出量に対して 21.8%	→	排出量に対して 23%

※1 再生利用率は「資源化率」または「リサイクル率」ともいう。



(4) 減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果

本町の将来ごみ排出量予測値に対し、減量化目標値を達成するための減量化量を表 2.16 及び図 2.14 に示します。

減量化目標値は、平成 29 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の実績値 777 グラムから平成 35 年度の目標値である 738 グラムに一定量ずつ減少させるものと設定し、1 人 1 日当たりごみ排出量×予測人口×365 日（閏年は 366 日）で算出した値です。

表 2.16 南風原町の減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果

年 度	年間ごみ排出量予測値 (t/年)	減量化目標値 (t/年)	減量化量 (t/年)
平成 19 年度	9,221		
平成 20 年度	8,881		
平成 21 年度	9,311		
平成 22 年度	9,456		
平成 23 年度	9,728		
平成 24 年度	10,034		
平成 25 年度	10,125		
平成 26 年度	10,475		
平成 27 年度	10,463		
平成 28 年度	10,636		
平成 29 年度	10,886		
平成 30 年度	11,074	10,991	83
平成 31 年度	11,302	11,096	206
平成 32 年度	11,471	11,201	270
平成 33 年度	11,675	11,306	369
平成 34 年度	11,883	11,411	472
平成 35 年度	12,127	11,518	609

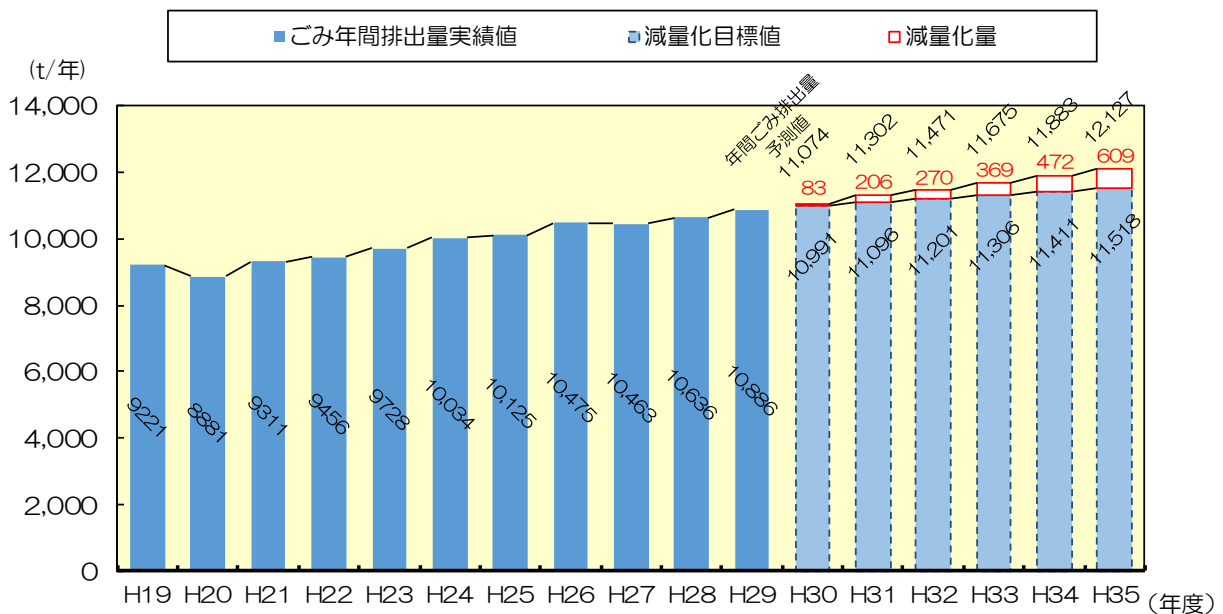


図 2.14 南風原町の減量化目標を達成した場合の将来ごみ排出量予測結果

## 7. ごみ処理計画

これまでの本町におけるごみ処理に関する現状や課題を踏まえ、今後ごみの減量及び適正かつ円滑なごみ処理を行うための計画を各項目別に設定します。

### (1) 排出抑制計画

ごみ減量化目標値を達成するに当たって、ごみの排出抑制に対する町民や事業者の協力が最も重要となってきます。



もやすごみの中でも大きな割合を占める生ごみ・食品残渣等については、食べ残しや賞味期限切れ廃棄食品の発生抑制、排出前の十分な水切りを促進し、生ごみ処理容器・処理機の購入に対する助成制度や、堆肥の活用方法等広報紙やホームページへの継続的な掲載、またエコセンターによる環境講座の実施を通して、さらなる意識の高揚を推進します。

また、これまでの小学校を対象とした環境ゲーム等の環境学習の取り組みを継続的に支援し、牛乳パック等のリサイクルの意義を浸透させるとともに、幅広い年代におけるごみの排出抑制に関する意識啓発を推進します。

さらに、ライフスタイルの変化に伴って増加が著しいレジ袋や食品トレイ等のプラスチック類については、減量を促進する施策を検討していきます。

事業所から排出される生ごみ・食品残渣等についても、生ごみ処理容器・処理機の助成制度の周知や、大型の資源化施設の整備及び資源化業者との連携を検討していくとともに、許可事業者と連携することで多量排出事業所の減量指導も行っていきます。

今後は、県内外市町村及び海外との情報交換や連携を通し、ごみ減量の取り組みが事業として地域活性化に繋がることも視野に入れ、今後の取り組みを検討していきます。

生ごみの資源化	生ごみの水切り
<p>家庭から出るごみの約3~4割が生ごみ・食品残渣等といわれています。ごみとして排出していた生ごみ・食品残渣等を資源化することで、ごみ全体の減量のほか、焼却炉にかかる負担も減らせます。</p>	<p>生ごみ・食品残渣等は約80%が水分といわれています。調理くずや残飯を濡らさない、生ごみ・食品残渣等を出す前にぎゅっとひと絞りする等町民全体で実践すれば大きな減量効果が望めます。</p>
<p>生ごみ処理容器・処理機の助成制度や堆肥の引き取りシステムを活用しよう。</p>	<p>いらなくなったCDをネットの水切りに活用。</p>
	

### (2) 収集・運搬計画

収集・運搬計画については、分別の徹底、排出の厳守を呼びかけます。

資源化物については、アルミや生きびん・紙類等の抜き取りが横行している現状があり、その防止のための対策強化を早期に実施します。

今後は、高齢者や障がい者等ごみの分別・排出が困難な住民の増加が予想されるため、ふれあい収集の充実によりサービスの向上を図ります。また、乳幼児及び高齢者のおむつ等、社会情勢や生活スタイルの変化により、増加が想定される品目について現状を把握しつつ今後の対応を検討していき、特にペットボトルの増加は著しく、状況に応じて収集体制の見直し等を早急に検討していきます。

在宅医療廃棄物の収集・運搬について医療関係機関と協議・検討を行います。

小型家電については、小型家電リサイクル法の整備に伴い、資源化ルートを検討していきます。

本町におけるごみの収集・運搬に係る計画は以下のとおりです。

表 2.17 南風原町の家庭系ごみの収集・運搬体制（平成 30 年度現在）

	家庭系ごみ	事業系ごみ
収 集 業 者	委託業者	許可業者
収 集 対 象 区 域	南風原町全域	南風原町内の契約業者
収 集 方 式	門口収集	事業者との契約による

表 2.18 南風原町の家庭系ごみの分別区分（平成 30 年度現在）

分別区分	排出容器	収集回数	主な品目と出し方
もやすごみ	指定袋	2 回/週	プラスチック、ゴム・皮革、毛布などの化繊類、生ごみ、紙おむつ、布きれ、その他 油：紙パックに入れた新聞等に染み込ませて
もやさないごみ	指定袋	第 2・4 水曜日	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型電化製品（コードは切ってもやすごみへ）、その他
有害・危険ごみ	透明・半透明な袋	第 2・4 水曜日	水銀体温計、蛍光管（包箱に入れて。白熱灯は燃やさないごみ）、割れガラス・割れピン、ライター、カミソリ・カッター・刃物等
粗大ごみ	処理券（申込制）	金曜日	家具類、寝具類、角材・板切れ（1m 程度 20kg 以内に束ねる）、金属・プラスチック製パイプ（20kg 以内に束ねる）、ガスコンロ、マットレス、その他
資源化物	紙・布類、カン、びん、ペットボトル、	かご等・紐で縛る	1 回/週 新聞紙・チラシ、ダンボール 紙パック、雑誌・本類：種類別に紐で縛る、 布・古布類：紐で縛る、 か ん：かごで排出、 び ん：かごで排出（割れピンは危険ごみ）、 ペットボトル：かごで排出（ふたはもやすごみ）
	（一部地域の生ごみ・食品残渣等）	指定容器	月～土 専用の収集袋に入れ、指定場所の回収専用容器へ
	（廃食油）	元の容器・ペットボトル	1 回/週 元の容器かペットボトルに入れふたを閉める。 動物性油はもやすごみへ
	（草木類）	紐で縛る・透明袋	第 1・3・5 水曜日 1m 程度に縛るか透明袋に入れ、1 回につき 6 束か 6 袋を通常のごみを出す場所へ排出

### (3) 中間処理計画

ごみの中間処理は、もやすごみについては那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターにおいて焼却処理が行われており、もやさないごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみの一部についても、同センターの破碎選別設備において破碎・資源物の選別処理が行われます。

また、資源ごみについては、町の委託業者により、資源化が行われています。

収集されたごみは、可能な限り再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を行い、やむを得ず焼却処理、破碎処理しなければならないものについて中間処理を行います。なお、中間処理はできる限り環境負荷の低減に努めます。

#### ① もやすごみの処理

もやすごみの処理は、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターにおいて焼却処理を行います。当該施設の灰溶融炉では、焼却飛灰・焼却灰からスラグ・メタルを生成しており、灰溶融炉はごみ焼却処理施設で作られる電力によって稼働しています。今後も当該組合による処理を継続していくものとします。

#### ② もやさないごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみ（一部）の処理

もやさないごみ、粗大ごみ及び一部の有害・危険ごみ（ライター・割れガラスのみ）の処理は、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターの破碎選別設備において、破碎・資源物の選別を行っています。資源物が取り除かれた破碎物は可燃ごみとして焼却処理を行い、選別された資源物は再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を行います。今後も当該組合による処理を継続していくものとします。

#### ③ 資源ごみの処理

資源化物については品目別に委託業者によって資源化を行います。草木類は堆肥化し、一部地域の生ごみ・食品残渣等は養豚の飼料及び堆肥化し食品循環を図ります。廃食油についてはバイオマス燃料として発電する事業所で活用します。今後は新たな再生燃料の資源として生ごみ・食品残渣等やビニール等の資源化を検討していきます。

その他の資源ごみについては今後も委託業者及び施設による資源化を継続しつつ、これまで破碎・焼却等の処理を行っていた小型家電の資源化を検討し、本町においてさらなる資源循環システムの拡大を図っていきます。

### (4) 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、那覇市・南風原町環境施設組合の一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」において、焼却飛灰・溶融飛灰の埋立処分を行います。

今後も当該施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した管理・運営を行いつつ、現有施設の基幹改良や更新等について、前もって十分な検討を行います。

### (5) 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、南風原町の地域防災計画に基づき、沖縄県や県内他市町村の動向を勘案しつつより具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討し、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」を策定します。

当該計画においては「災害廃棄物対策指針（平成 30 年度改定）環境省」を踏まえ、災害時に自らが被災市町村となることを想定するとともに、支援地方公共団体になることも想定し、災害廃棄物処理の基本的考え方及び検討する内容の事例を示します。

表 2.19 災害廃棄物処理の基本的考え方

災害廃棄物処理計画 (被災・支援を考慮)		災害予防 (被害抑止・軽減)	災害応急対応	災害復旧・復興等
都道府県の計画	被災した立場	被災市町村と連携し連絡調整・情報収集・共同行動・支援要請、代行措置等を含む計画	応急対応（体制、財政、実施等） 被災市町村の情報収集・支援要請	実行計画の検討支援、被災市町村の情報収集・支援要請 都道府県による復旧・復興等
	支援する立場	広域的な視点からの支援対策（組織・人員・機材等）を含む計画	支援に必要な情報収集・支援の実施	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">↑↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e0f0e0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定被災規模の統一</li> <li>・ 広域的な視点の検討</li> <li>・ 連絡体制の調整</li> <li>・ 市町村の計画との整合性</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;">↑↓</div> </div>				
市町村の計画	被災した立場	処理最前線として具体性のある計画	初動体制、状況把握、災害対応、財政管理等 都道府県及び隣接する市町村、他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等	実行計画の検討、復旧・復興計画と合わせた処理・リサイクル 他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等
	支援する立場	支援対策（組織・人員・機材等）に関する計画	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討

資料：「災害廃棄物対策指針（平成 30 年度案）」環境省

① 災害の規模

地域防災計画において想定される規模の災害に応じた災害廃棄物の処理等を検討します。

② 災害の種類

震災、水害等災害の種類によって災害廃棄物の性状、その処理方法も大きく異なることから、地域で起こり得る災害の種類や地域特性をあらかじめ想定し検討します。

③ 災害の発生場所

被災地域によって使える施設やマンパワー等が異なるため地域特性を考慮し検討します。

④ 災害の発生時期

夏季においては腐敗性廃棄物の迅速な処理や、冬季の乾燥に伴う火災への留意等季節や地域の気候特性を加味し検討します。

⑤ 災害廃棄物の処理主体

関係機関と連携し各主体の役割を明らかにし、災害時に適正かつ迅速な処理及び支援が行えるよう検討します。

⑥ 内部体制の整備

災害廃棄物処理対策の役割を明確化し、発災時の動員、配置計画、連絡体制、指揮伝達系統等について検討します。

⑦ 協力支援体制の整備

人命を最優先するために、道路上の廃棄物の撤去等通行の確保が必要となるため自衛隊や警察、消防との連携構築を検討します。

⑧ 資機材の備蓄等

処理施設や公共下水道が被災し使用出来ない場合を想定し、補修等に必要な資機材及び仮設トイレ等の確保について検討します。

⑨ 情報収集・連絡体制の強化

災害廃棄物処理に係る情報伝達が県及び住民に対しても迅速かつ的確に行えるよう検討します。

⑩ 職員への教育訓練等

災害時に計画等が有効に活用されるように、担当職員に対し継続的な教育訓練及び意識啓発活動について検討します。

⑪ 住民等への啓発・広報

住民が発災当初の混乱の中でも行える分別方法や、粗大ごみ・腐敗性廃棄物の排出方法等について定め、便乗ごみの不法投棄や野焼きの禁止等日頃からの意識啓発活動について検討します。

### 第3章 生活排水処理基本計画

#### 1. 生活排水処理体制

生活排水は、各家庭の風呂場や台所等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水の2種類に分けられます。以下に本町のそれぞれの処理体制を示します。

##### (1) 生活雑排水の処理体制

各家庭の風呂場や台所等から排出される生活雑排水のうち、下水道接続世帯や農業集落排水施設接続世帯及び合併処理浄化槽設置世帯は、汚水を処理した後に公共用水域に放流されますが、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯は未処理のまま放流され、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。

##### (2) し尿排水の処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、南部広域行政組合の汚泥再生処理センターにおいて処理が行われています。また、下水道接続世帯から排出されるし尿は、那覇浄化センターで適正に処理された後に公共用水域に放流され、農業集落排水施設から排出されるし尿は汚水処理施設で処理された後農業用貯水池へ貯水されます。

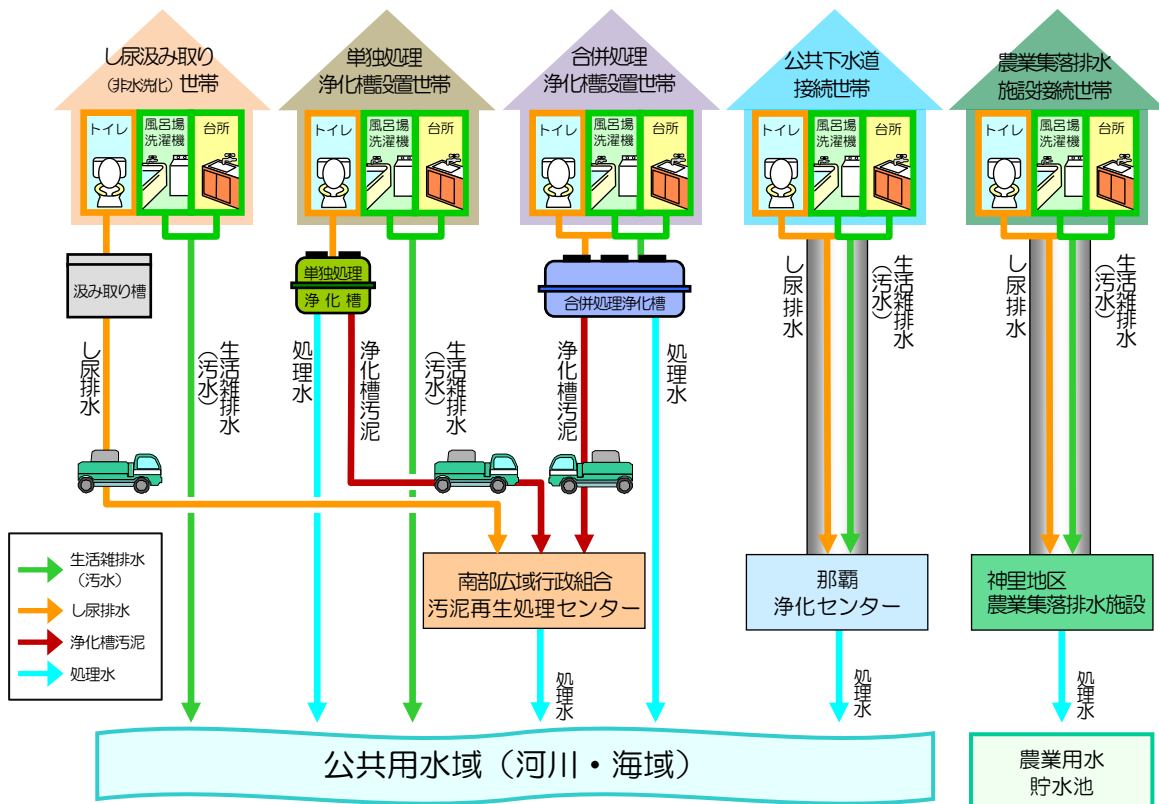


図 3.1 南風原町の生活排水の処理体制



### (3) 施設整備状況

#### ① し尿処理

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、南部広域行政組合の汚泥再生処理センターにおいて行っています。浄化槽汚泥については助燃剤として資源化されており、焼却施設で再利用されています。



写真：南部広域行政組合汚泥再生処理センターパンフレット  
写真 3.1 汚泥再生処理センター

表3.1 汚泥再生処理センターの概要

施設名称	汚泥再生処理センター
所在地	西原町字小那覇964番地
供用開始	平成27年 1月
処理能力	107kL/日
形式及び処理方式	固液分離方式（下水道放流）
資源化の方法	助燃剤化

## ② 公共下水道

本町の公共下水道の終末処理は、那覇浄化センターにおいて行っており、当該施設は那覇市に位置しています。公共下水道接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿排水は当該施設において処理された後に公共用水域へ放流されます。



写真：沖縄県ホームページ

写真 3.2 那覇浄化センター

表3.2 那覇浄化センターの概要

施設名称	那覇浄化センター
所在地	那覇市西3丁目10番1
供用開始	昭和44年 7月
処理能力	186,000m <sup>3</sup> /日
処理方式	標準活性汚泥法
排除方式	分流式

### ③ 農業集落排水施設

本町の農業集落排水は神里地区があり、接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿排水は、管路を通して汚水処理施設へ運ばれ、当該施設において処理された後に農業用水貯水池へ貯水されます。また、浄化槽汚泥については脱水処理後委託業者によって資源化が行われています。



写真 3.3 神里地区汚水処理施設

表3.3 神里地区汚水処理施設の概要

施設名称	神里地区汚水処理施設 (農業集落排水事業)
所在地	南風原町字神里416番地
供用開始	平成14年10月1日
処理能力	308 m <sup>3</sup> /日 (日平均)
処理方式	回分式活性汚泥方式
排除方式	分流式

## 2. 生活排水処理の実績

### (1) 生活排水処理人口

本町の生活排水処理人口の推移を表 3.4 及び図 3.2 に示します。

直近 6 年間（平成 24 年度～平成 29 年度）の推移でみると、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口については増加傾向がみられ、農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口については減少傾向がみられます。

表 3.4 南風原町の生活排水処理人口の推移

年 度	公共下水道人口 (人)	農業集落排水 人口 (人)	合併処理浄化槽 人口 (人)	単独処理浄化槽 人口 (人)	非水洗化人口 (人)	合 計 (人)
平成 24 年度	17,062 (47.9%)	684 (1.9%)	4,277 (12.0%)	13,436 (37.7%)	135 (0.4%)	35,594 (100%)
平成 25 年度	18,935 (52.0%)	676 (1.9%)	4,403 (12.1%)	12,256 (33.7%)	131 (0.4%)	36,401 (100%)
平成 26 年度	19,100 (51.7%)	650 (1.8%)	3,544 (9.6%)	13,559 (36.7%)	117 (0.3%)	36,970 (100%)
平成 27 年度	19,868 (53.3%)	646 (1.7%)	5,416 (14.5%)	11,273 (30.2%)	104 (0.3%)	37,307 (100%)
平成 28 年度	20,146 (53.5%)	652 (1.7%)	5,573 (14.8%)	11,204 (29.7%)	104 (0.3%)	37,679 (100%)
平成 29 年度	21,496 (56.0%)	655 (1.7%)	5,720 (14.9%)	10,400 (27.1%)	95 (0.2%)	38,366 (100%)

南風原町資料

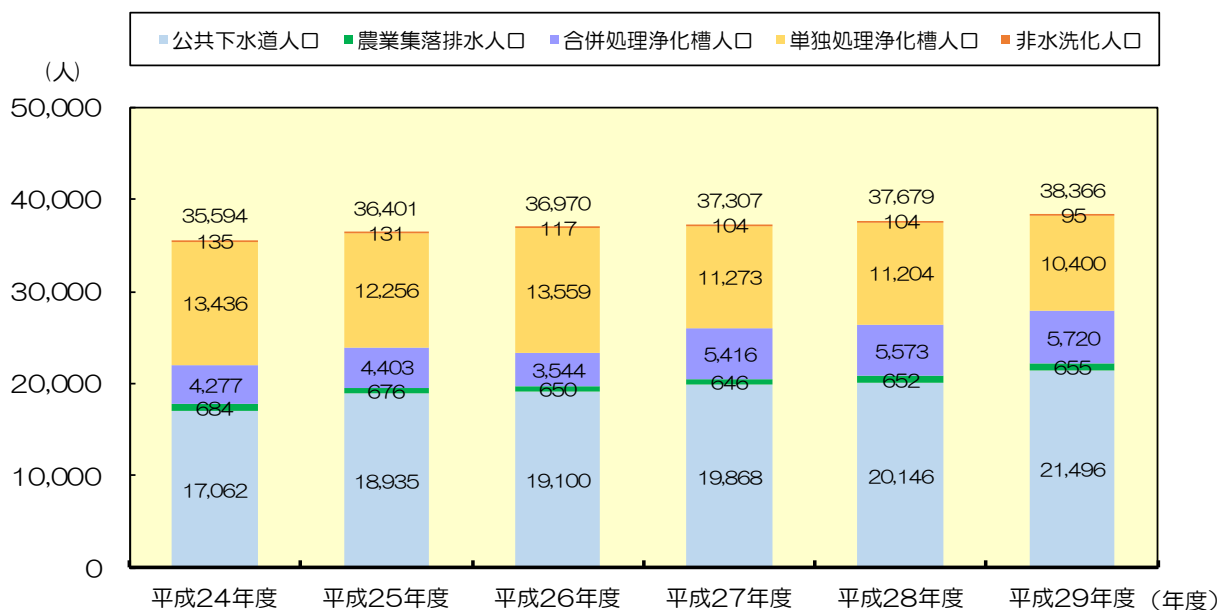


図 3.2 南風原町の生活排水処理人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量を表 3.5 及び図 3.3 に示します。

直近 6 年間（平成 24 年度～平成 29 年度）の推移で見ると、し尿及び浄化槽汚泥ともに増加傾向がみられます。

表 3.5 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

年 度	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合 計 (kL/年)
平成 24 年度	151 (4.9%)	2,945 (95.1%)	3,096 (100%)
平成 25 年度	161 (5.2%)	2,959 (94.8%)	3,120 (100%)
平成 26 年度	124 (4.0%)	2,960 (96.0%)	3,084 (100%)
平成 27 年度	171 (5.2%)	3,132 (94.8%)	3,303 (100%)
平成 28 年度	247 (7.4%)	3,091 (92.6%)	3,338 (100%)
平成 29 年度	210 (6.4%)	3,089 (93.6%)	3,299 (100%)

南風原町資料

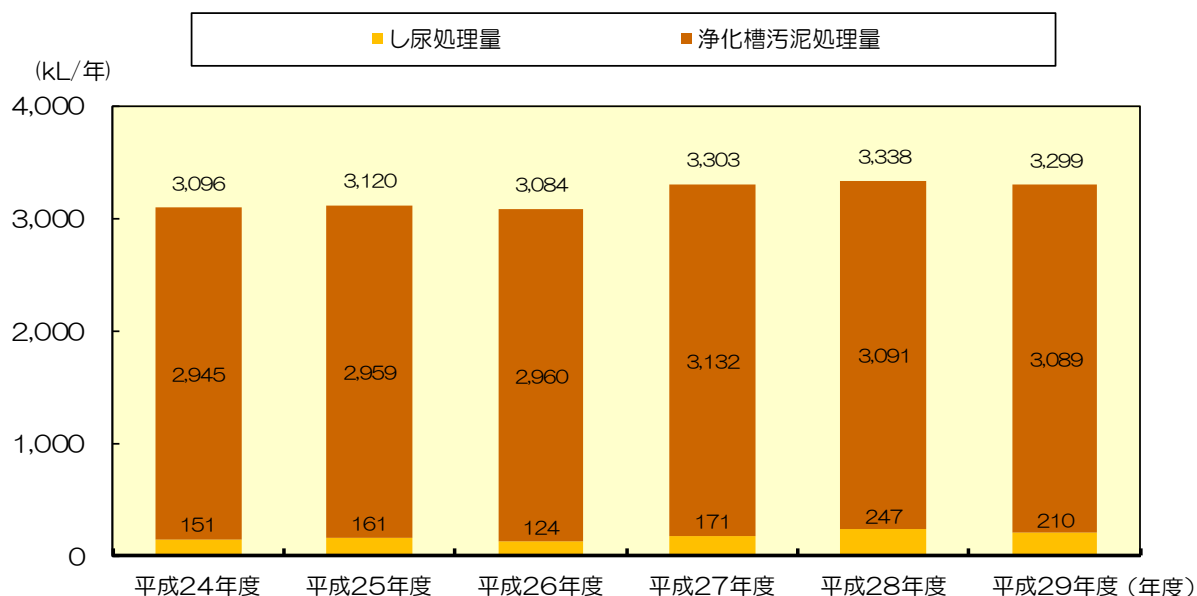


図 3.3 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(3) 生活排水見込み値の達成状況

現行計画の見込み値に対する達成状況を表 3.6 に示します。

公共下水道の整備と合併処理浄化槽への切り替え等に伴い、生活排水処理人口は増加しており、計画目標年度である平成 35 年度における見込み値は達成できる見込みとなっています。

表 3.6 生活排水見込み値の達成状況

	単位	実績値		目標値	考察	達成状況
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度		
公共下水道 人口	%	47.9	56.0	58.2	公共下水道の整備と合併処理浄化槽への切り替え等に伴い、生活排水処理人口は増加しながら推移しており、見込み値は達成できる状況です。	○
農業集落排水 人口	%	1.9	1.7	3.8		
合併処理浄化槽 人口	%	12.0	14.9	10.6		

○：達成できる、△：計画どおり、×：達成が困難

(4) 計画・施策の実施状況

現行計画において設定されている計画・施策の実施状況を表 3.7 に示します。

概ね実施できており、引き続き実施していきます。

表 3.7 計画・施策の実施状況

計画・施策		施策内容	実施状況
計抑排 画制出	生活排水の適正排出 及び排出抑制	広報紙やホームページへの継続的な掲載	○
計運収 画搬集	許可業者による収集 運搬体制	適正な収集・運搬体制の維持	○
中間 処理 計画	し尿処理施設	東部清掃施設組合に新設される汚泥再生処理センターでの処理と資源化による有効利用	○
	公共下水道	未整備地域における整備の推進	○
		整備済公共下水道処理区域における未接続世帯に対する接続の推進	○
	農業集落排水施設	未整備地域における整備の推進	○
整備済公共下水道処理区域における未接続世帯に対する接続の推進		○	
	合併処理浄化槽	広報紙やホームページ等による助成制度の周知を図りつつ、合併浄化槽への切り替えの推進	○
計処最 画分終	適正処理と資源化	那覇浄化センター及び東部清掃施設組合に新設される汚泥再生処理センターでの適正処理と資源化による有効利用	○
棄害大 物時規 処の模 理廃災	災害廃棄物の処理等 の検討	災害廃棄物処理の基本的な考え方と内容の検討	△

○：実施した、△：部分的に実施した、×：実施していない

### 3. 生活排水処理の課題

家庭や事業所から廃食油等を生活雑排水として排出した場合、適正処理が行われずに、公共用水域の水質汚濁を招くことがあります。

また、浄化槽設置世帯については、浄化槽法により定期的な清掃及び保守点検が義務付けられていますが、十分に浸透していない現状がみられます。

公共用水域の水質保全を図るためにも本町では、排出元である町民及び事業者に対し、適正な排出及び汚濁水の排出抑制等意識啓発を推進する必要があります。

収集・運搬については、新たな施設への搬入や、世帯数に対応した効率的な収集運搬体制の確立を検討していく必要があります。

#### 排出に関する課題

- ・ 廃食油や米のとぎ汁等の流出防止を周知徹底する必要がある。
- ・ 廃食油等の有効利用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯時の洗剤、石鹼の適量使用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯排水の直接排水防止を、さらに促進する必要がある。
- ・ 調理くず等の排水を抑制する必要がある。
- ・ 水質保全に対する啓発活動を継続的に実施し、さらに推進する必要がある。
- ・ 浄化槽の定期的な清掃、保守点検の実施を周知する必要がある。
- ・ 畜産農家や事業所に対し生活排水に係る適正な指導を行う必要がある。

#### 収集・運搬の課題

- ・ 効率的な収集、運搬体制を維持する必要がある。
- ・ 収集・運搬対象世帯数の減少に対応した適正な収集・運搬体制の確保が必要になる。

#### 中間処理の課題

- ・ 整備された汚泥再生処理センターを今後適正に維持管理し、効率的な運転について検討していく必要がある。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の安定処理を継続していく必要がある。

本町においては、公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進していますが、整備済み区域内において、当該施設への未接続世帯が存在します。

また、汲み取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域内の世帯については、各施設への接続を促進し、処理区域外の世帯については合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要があります。

#### 公共下水道及び農業集落排水施設への接続、 合併処理浄化槽への切り替えの課題

- 公共下水道及び農業集落排水施設への接続が計画とおりに進展していない。
- 公共下水道及び農業集落排水施設（整備済区域）への接続率の向上を図る必要がある。
- 公共下水道及び農業集落排水施設への接続をさらに促進する必要がある。
- 公共下水道への接続に対する助成制度を周知していく必要がある。
- 生活雑排水が処理できない汲み取り世帯、単独処理浄化槽設置世帯については、合併処理浄化槽への切り替えを進める必要がある。
- 合併処理浄化槽への切り替えに対する助成制度を実施していく必要がある。

台風や集中豪雨等の災害時は、便槽や浄化槽が水没したり、土砂の流入等によって通常よりし尿の汲み取り作業が困難となるだけでなく、公衆衛生上汲み取り後は速やかな周辺の清掃、消毒が必要となります。

また、下水道及びし尿処理施設が被災した場合を想定し、南風原町地域防災計画に基づき災害時のし尿処理等について今後検討を行う必要があります。地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を進める必要があります。

#### 災害時のし尿処理に関する課題

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- より具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討していく必要がある。【強化】



#### 4. 生活排水処理基本方針

本町では、公共用水域の水質保全を目的として公共下水道等への接続、合併処理浄化槽への切り替え及び浄化槽の適正管理について、町民及び事業者の理解と協力を呼びかけ、生活排水の適正処理を図るものとしします。

以下に本町における生活排水処理に関する基本方針を示します。

##### 南風原町の生活排水処理に関する基本方針

- ① 公共下水道施設整備の推進
- ② 公共下水道への接続促進
- ③ 農業集落排水施設整備の推進
- ④ 農業集落排水施設への接続促進
- ⑤ 合併処理浄化槽への切り替え
- ⑥ 浄化槽の適正管理の啓発

## 5. 生活排水処理人口及び処理量の見込み

### (1) 生活排水処理人口

本町における生活排水処理人口については、直近の人口実績及びその増減率を踏まえて算定しました。平成35年度では、公共下水道人口が63.8%、農業集落排水人口が1.7%、合併処理浄化槽人口が16.9%になりそれぞれ増加し、単独処理浄化槽人口が17.5%、非水洗化人口が0.1%になりそれぞれ減少します。

表 3.8 南風原町の生活排水処理人口の推計

年度	処理内容	公共下水道人口		農業集落排水人口		合併処理浄化槽人口		単独処理浄化槽人口		非水洗化人口		合計	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
実績値※1	平成19年度	13,657	(40.1%)	740	(2.2%)	3,340	(9.8%)	16,056	(47.1%)	289	(0.8%)	34,082	(100%)
	平成20年度	14,140	(41.0%)	806	(2.3%)	3,968	(11.5%)	15,373	(44.6%)	159	(0.5%)	34,446	(100%)
	平成21年度	14,472	(41.6%)	877	(2.5%)	3,624	(10.4%)	15,673	(45.0%)	168	(0.5%)	34,814	(100%)
	平成22年度	15,479	(44.0%)	1,278	(3.6%)	4,156	(11.8%)	14,125	(40.1%)	165	(0.5%)	35,203	(100%)
	平成23年度	15,998	(44.9%)	1,357	(3.8%)	4,416	(12.4%)	13,672	(38.4%)	148	(0.4%)	35,591	(100%)
	平成24年度	17,062	(47.9%)	684	(1.9%)	4,277	(12.0%)	13,436	(37.7%)	135	(0.4%)	35,594	(100%)
	平成25年度	18,935	(52.0%)	676	(1.9%)	4,403	(12.1%)	12,256	(33.7%)	131	(0.4%)	36,401	(100%)
	平成26年度	19,100	(51.7%)	650	(1.8%)	3,544	(9.6%)	13,559	(36.7%)	117	(0.3%)	36,970	(100%)
	平成27年度	19,868	(53.3%)	646	(1.7%)	5,416	(14.5%)	11,273	(30.2%)	104	(0.3%)	37,307	(100%)
	平成28年度	20,146	(53.5%)	652	(1.7%)	5,573	(14.8%)	11,204	(29.7%)	104	(0.3%)	37,679	(100%)
平成29年度	21,496	(56.0%)	655	(1.7%)	5,720	(14.9%)	10,400	(27.1%)	95	(0.2%)	38,366	(100%)	
推計値※2	平成30年度	22,386	(57.3%)	667	(1.7%)	6,006	(15.4%)	9,903	(25.4%)	86	(0.2%)	39,048	(100%)
	平成31年度	23,300	(58.6%)	678	(1.7%)	6,278	(15.8%)	9,409	(23.7%)	77	(0.2%)	39,742	(100%)
	平成32年度	24,240	(59.9%)	691	(1.7%)	6,533	(16.2%)	8,916	(22.0%)	68	(0.2%)	40,448	(100%)
	平成33年度	25,206	(61.2%)	703	(1.7%)	6,772	(16.5%)	8,427	(20.5%)	59	(0.1%)	41,167	(100%)
	平成34年度	26,199	(62.5%)	715	(1.7%)	6,993	(16.7%)	7,942	(19.0%)	50	(0.1%)	41,899	(100%)
	平成35年度	27,219	(63.8%)	728	(1.7%)	7,195	(16.9%)	7,461	(17.5%)	41	(0.1%)	42,644	(100%)

※1 生活排水処理人口実績値：南風原町資料

※2 生活排水処理人口推計値：合計人口はごみ処理の設定人口と同値とした。

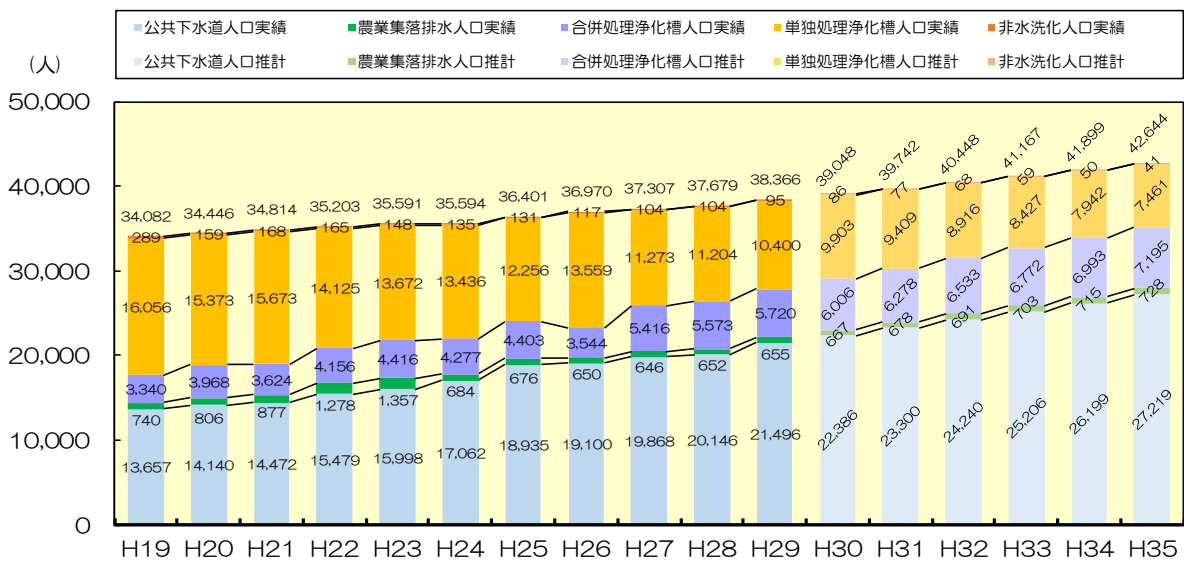


図 3.4 南風原町の生活排水処理人口の推計

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

前項の生活排水処理人口の推計値に基づくし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込みを以下に示します。平成 35 年度に向けて減少していくものと想定されます。

表 3.9 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

年 度	処理内容	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合 計 (kL/年)
実績値※ <sub>1</sub>	平成 19 年度	146 (4.6%)	3,043 (95.4%)	3,189 (100%)
	平成 20 年度	188 (6.3%)	2,788 (93.7%)	2,976 (100%)
	平成 21 年度	140 (5.0%)	2,685 (95.0%)	2,825 (100%)
	平成 22 年度	184 (5.9%)	2,935 (94.1%)	3,119 (100%)
	平成 23 年度	170 (5.4%)	2,971 (94.6%)	3,141 (100%)
	平成 24 年度	151 (4.9%)	2,945 (95.1%)	3,096 (100%)
	平成 25 年度	161 (5.2%)	2,959 (94.8%)	3,120 (100%)
	平成 26 年度	124 (4.0%)	2,960 (96.0%)	3,084 (100%)
	平成 27 年度	171 (5.2%)	3,132 (94.8%)	3,303 (100%)
見込み値※ <sub>2</sub>	平成 28 年度	247 (7.4%)	3,091 (92.6%)	3,338 (100%)
	平成 29 年度	210 (6.4%)	3,089 (93.6%)	3,299 (100%)
	平成 30 年度	109 (3.6%)	2,872 (96.4%)	2,981 (100%)
	平成 31 年度	97 (3.3%)	2,836 (96.7%)	2,933 (100%)
	平成 32 年度	86 (3.0%)	2,797 (97.0%)	2,883 (100%)
	平成 33 年度	75 (2.6%)	2,755 (97.4%)	2,830 (100%)
	平成 34 年度	63 (2.3%)	2,712 (97.7%)	2,775 (100%)
	平成 35 年度	52 (1.9%)	2,666 (98.1%)	2,718 (100%)

※1 し尿及び浄化槽汚泥処理量実績値：南風原町資料

※2 し尿及び浄化槽汚泥処理量見込み値：各処理人口推計値×1人1日当たり処理量

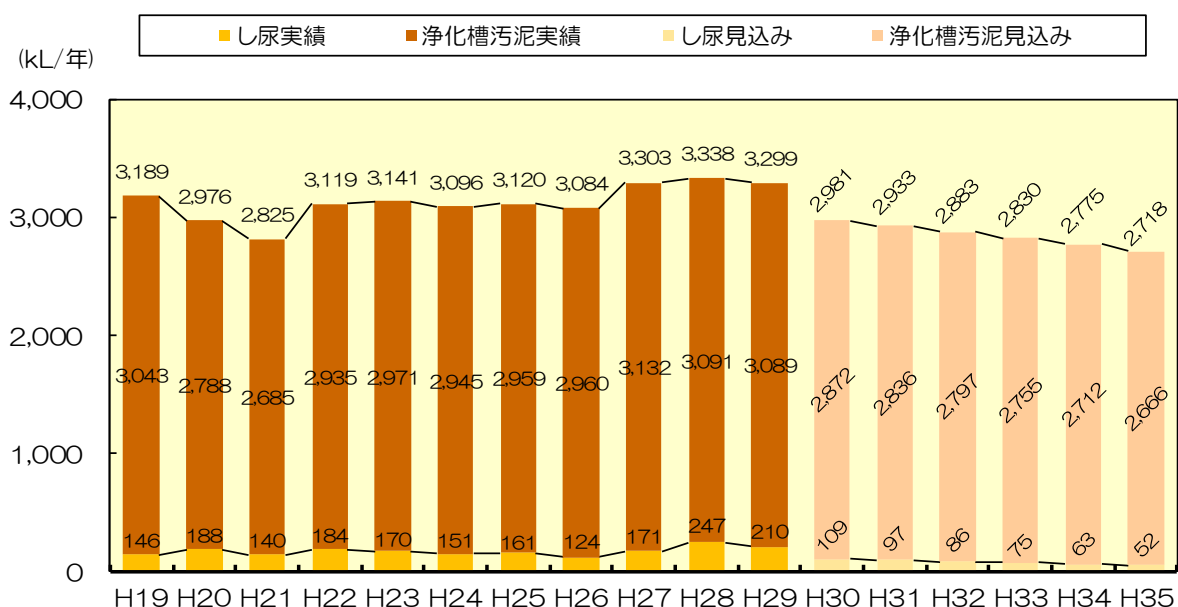


図 3.5 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

## 6. 生活排水処理計画

これまでの本町における生活排水処理に関する現状や課題を踏まえ、生活排水処理に関する計画を各項目別に設定します。

### (1) 排出抑制計画

公共用水域の水質保全のためにも、町民及び事業者の理解と協力による生活排水の適正な排出及び排出抑制が重要となってきます。

調理くずや廃食油の流出防止等について、広報紙やホームページへの継続的な掲載を行い、生活排水の適正排出及び排出抑制について啓発を行い、自主的な取り組みを促進します。

### (2) 収集・運搬計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者により行われており、公共下水道接続世帯及び農業集落排水施設接続世帯以外の南風原町内の世帯が対象となっています。

今後もこれまで通り適正な収集・運搬体制を維持していきます。

### (3) 中間処理計画

#### ① し尿処理施設（汚泥再生処理センター）

本町では、汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、南部広域行政組合に新設された汚泥再生処理センターにおいて処理を行っており、し尿及び浄化槽汚泥の処理後の汚泥はその他の有機性廃棄物と合わせて助燃剤として資源化し、有効利用を行っていきます。

#### ② 公共下水道

公共下水道の未整備地域については、今後も整備を推進します。

また、整備が済んでいる公共下水道処理区域については、未接続世帯に対し施設への接続を推進していきます。

#### ③ 農業集落排水施設

農業集落排水施設の未整備地域については、今後も整備を推進します。

また、整備が済んでいる農業集落排水施設処理区域については、未接続世帯に対し施設への接続を推進していきます。

#### ④ 合併処理浄化槽

公共下水道及び農業集落排水施設の整備が困難な地域については、汲み取り槽及

び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えについて、広報紙やホームページ等により助成制度の周知を図りつつ、合併処理浄化槽への切り替えを推進していきます。

#### (4) 最終処分・資源化計画

公共下水道接続世帯の生活排水は、那覇浄化センターで処理した後公共用水域へ放流し、その他の世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、循環型社会の形成を目指して新設された汚泥再生処理センターにおいて処理後、助燃剤として有効利用を行っていきます。

#### (5) 大規模災害時のし尿等の処理について

災害時は、汲み取り便槽の水没や雨水・土砂の流入等が想定され、公衆衛生上速やかな汲み取り、清掃、消毒等が必要となります。

収集・運搬及び処理体制、各種関係機関との連携体制を確立し、迅速かつ適正な処理を図るため、南風原町地域防災計画に基づき、沖縄県や県内他市町村の動向を勘案しつつ、より具体的な災害時のし尿処理等について今後検討し、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」を策定します。（検討すべき内容については、“第2章 ごみ処理基本計画 7. ごみ処理計画 (5) 大規模災害時の廃棄物処理について”に記載しています。）

南風原町一般廃棄物処理基本計画 資料編

南風原町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿及び審議経過

南風原町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

氏名	団体名・役職名等	備考
1 野原 茂喜	町民（元南風原町役場総務部長）	委員長
2 赤嶺 和子	消費生活専門相談員	副委員長
3 金城 美津子	南風原町女性連合会会長	
4 荻堂 勉	南風原町区長会会長	
5 金城 宏孝	南風原町商工会会長	
6 照屋 一人	イオン琉球（株）人事総務統括部総務部総務リーダー	
7 宮城 康	沖縄県農業協同組合南風原支店 副支店長	
8 宮城 弘子	はえばるエコセンター代表	
9 宮平 暢	南風原町役場 総務部長	

※敬称略、順不同

南風原町廃棄物減量等推進審議会 審議経過

審議会	開催日	審議内容等
第1回審議会	平成30年 8月29日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・町長あいさつ</li> <li>・会長あいさつ</li> <li>・町長から会長へ諮問</li> <li>・審議 南風原町一般廃棄物処理基本計画の中間評価</li> </ul>
第2回審議会	平成30年 9月19日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル施設視察 ワークプラザ南風 のぞみの里 街クリーン草木堆肥化施設</li> </ul>
第3回審議会	平成30年 10月9日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物課題の整理</li> </ul>
第4回審議会	平成30年 11月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画（素案）の精査</li> </ul>
第5回審議会	平成30年 12月25日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画（素案）の精査</li> </ul>

---

---

## 南風原町一般廃棄物処理基本計画

平成31年 1月

発注者



南風原町 住民環境課  
〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地  
TEL (098) 889-1797

策定委託



株式会社環境技術研究所  
〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目3番15号  
TEL (06) 6532-2837

---

---